

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する

1 学力の向上

(1) 確かな学力向上のための取組の推進 << 施策 1 >> 高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、

社会教育課

平成30年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 福岡県学力向上推進計画等の下、知識・技能及び思考力・判断力・表現力等の確かな学力の育成を目指します。
- ◇ 県内全小・中学校における学力実態、学習状況及び市町村の学力向上の取組状況を調査するとともに、各学校において、学力向上に係る効果的な検証改善サイクルの確立を推進します。特に、中学校の学力向上を目的としたカリキュラム・組織マネジメントの質的向上を図ります。
- ◇ 高等学校においては、生徒や地域の実態に応じて学習内容の確実な定着を図るとともに、コミュニケーション能力や課題解決に必要な思考力、判断力、表現力等の育成及び主体的に学習に取り組む態度の育成に向けた取組の更なる充実を図ります。
- ◇ 教員研修の実施や各種研究機関との協力により授業の工夫改善を図り、主体的・対話的で深い学びの実現に向けて教員研修を推進し、授業の工夫改善を図ります。
- ◇ 地域と学校の連携・協働の下、地域全体で子どもたちの成長を支える「地域学校協働活動」を進め、放課後の学習支援等を実施することで、学力の向上を目指します。

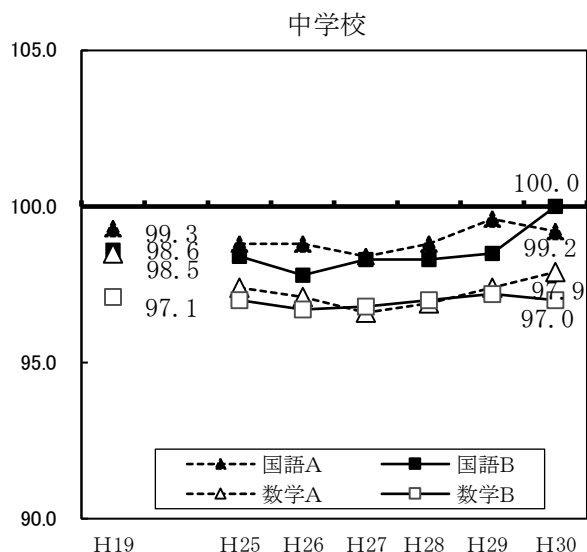
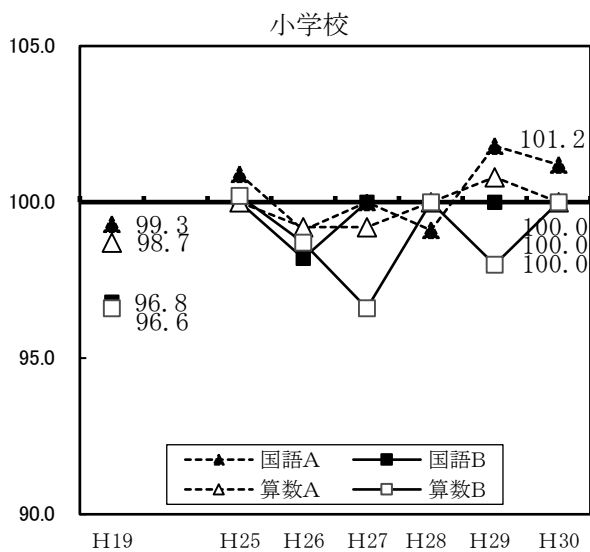
平成30年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
福岡県学力向上推進計画に基づく 学力向上総合推進事業の実施 ＜重点事業1＞	<ul style="list-style-type: none"> ○ ふくおか学力アップ推進事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学力調査の実施 平成29年度以降、小5、中1、中2を調査対象学年とし、児童生徒の途切れない実態把握を実現 ・ 学力向上推進強化市町村の指定及び非常勤講師の派遣 21市町村及び1学校組合を学力向上推進強化市町村として指定し、非常勤講師129名を派遣 ・ 基礎・基本を含む活用力を育む教材集及び診断テスト 県内全ての小中学校（政令市を除く。）の小4～中3の全学級に教材集を配布。小4～小6を対象に年2回診断テストを実施、Webシステムによる分析結果の活用 ○ 学力向上推進拠点校指定事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学力向上推進拠点校の指定 県内中学校から基礎学力型（6校）と発展学力型（1校）を指定し、学力向上に向けた学習支援員（2名）の派遣や学力向上に係る経費の1/2以内の額を予算の範囲内で補助
「主体的・対話的で深い学び」 推進事業の実施 ＜重点事業2＞	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「主体的・対話的で深い学び」授業実践講座の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 附属学校講座受講者数 小：国123人、算110人、理101人、中：理91人 ・ 各地区講座受講者数 小：国250人、算232人、中：国76人、数72人 ○ 福岡県立学校「新たな学びプロジェクト」の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の大学や県教育センター等と連携を図り、研究開発校11校が学校の特色や教育目標に応じて授業改善や評価に関する実践研究を進め、主体的・対話的で深い学びを推進 ・ プロジェクトの成果を公開授業や実践発表会等にて全県に普及
地域学校協働活動事業における 放課後の学習支援等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校支援、放課後の学習支援等の実施 地域人材の協力を得て、県内35市町村239教室で実施

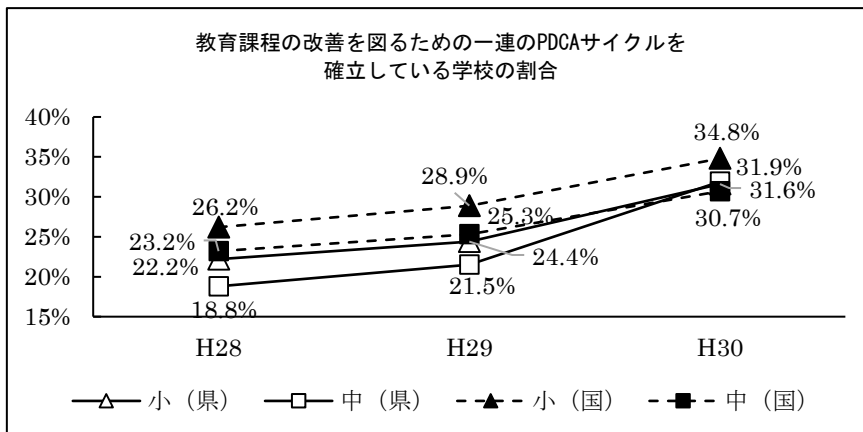
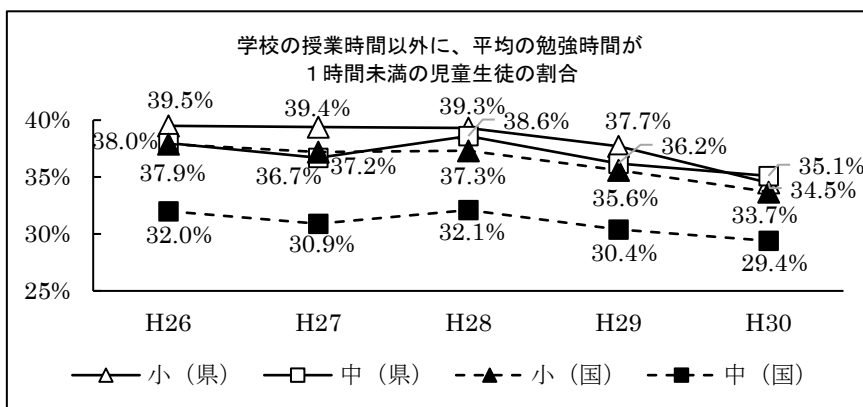
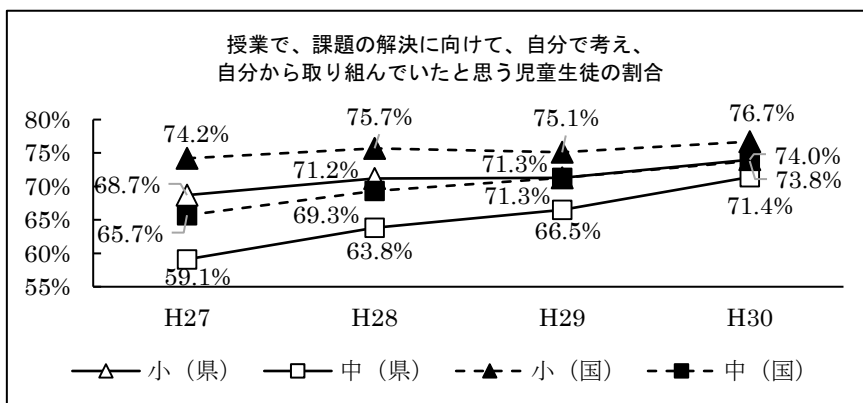
指 標

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
確かな学力の育成	全国学力・学習状況調査における標準化得点※の教科ごとの平均値 [小：国語、算数] [中：国語、数学] ※標準化得点= (本県の正答数) / (全国の正答数) ×100	小 国語 100.6 算数 100.0 中 国語 99.6 数学 97.5 (H30 年度)	小 国語 100 以上 算数 100 以上 中 国語 98.9 以上 数学 98.6 以上 (R3 年度)	○
課題解決に向けた取組	授業で、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいたと思う児童生徒の割合	小 74.0% (全国 76.7%) 中 71.4% (全国 73.8%) (H30 年度)	全国平均以上 (R3 年度)	○
家庭での学習習慣の定着	学校の授業時間以外に、平日の勉強時間が1時間未満の児童生徒の割合	小 34.5% (全国 33.7%) 中 35.1% (全国 29.4%) (H30 年度)	全国平均以下 (R3 年度)	○
学力向上に関する検証改善サイクルの確立	教育課程の改善を図るための一連のPDCAサイクルを確立している学校の割合	小 31.6% (全国 34.8%) 中 31.9% (全国 30.7%) (H30 年度)	全国平均以上 (R3 年度)	○

全国学力・学習状況調査標準化得点の県と全国の差



※A問題：主として知識に関する問題、B問題：主として活用に関する問題



成 果

小学校の標準化得点は、国語B、算数A、算数Bが全国と等しく、国語Aは全国を上回りました。

- ・ 全国学力・学習状況調査の小学校の標準化得点は、調査の始まった平成19年度と比較して、全ての教科区分において上昇し、調査開始以来の最高値を示しました。
- ・ 全国学力・学習状況調査の中学校の標準化得点は、2教科区分が2年連続で上昇しました。
- ・ 「学校・教員支援」「教育委員会支援」にかかる学力向上事業の積み重ねにより、検証改善の取組の実効性が高まってきています。
- ・ 「学力向上推進拠点校」の指定では、中間報告会の中で、組織マネジメント、カリキュラム・マネジメント及び授業改善の視点から、各拠点校の取組の成果と課題及び来年度に向けた方向性について共通理解が図られました。
- ・ 「主体的・対話的で深い学び」授業実践講座では、各地区講座や附属学校講座において国語、算数・数学、理科の公開授業等を実施したことにより、受講者自身の授業改善が進んだり、各学校の校内研修を通じた指導の広まりがみられたりしています。

課 題

中学校の標準化得点は、3つの教科区分において、全国を下回っています。

- ① 全国学力・学習状況調査
 - ・ 全国学力・学習状況調査の中学校の標準化得点は3つの教科区分で全国を下回っています。
 - ・ 小中9年間を通して持続的に学力を伸ばさせるため、小中をつないで授業改善を推し進めたり、優れた組織マネジメントによる検証改善体制の確立を充実させたりする必要があります。
- ② 学力向上推進拠点校では、各学校の特色ある学校経営や教育活動の公開等を通して、その成果を広く県内に普及啓発していく必要があります。
- ③ 一部の教科で実施していた「主体的・対話的で深い学び」授業実践講座を拡充して実施し、各教科の授業で思考力・判断力・表現力等を高めていく必要があります。
- ④ 県立高等学校等では、授業改善が進んでいますが、新高等学校学習指導要領を踏まえ、深い学びの実現や評価について、さらに研究を進め、全校に普及する必要があります。
- ⑤ 学校・家庭・地域が連携・協働して取り組むことができる仕組みづくりについて、人材発掘・育成や取組のノウハウ、その効果、運営方法等の啓発を図り、未実施市町村へ拡充していくことが必要です。

対 応

思考力・判断力・表現力等を育成する授業づくりを推進します。

- ① 全国学力・学習状況調査

小中学校において、組織的な検証改善サイクルを中心となって進めるミドルリーダー等の人材育成、定期考査問題の改善や書くことを重視して思考力・判断力・表現力等を育む授業改善、小中連携を図る組織マネジメント等の取組を推進します。
- ② 学力向上推進拠点校においては、最終年度の研究発表会を通して、学校の一体感が感じられる組織マネジメントや学力向上に資するカリキュラム・マネジメント、深い学びを具現化する授業改善の成果を広く県内に発信していきます。
- ③ 「主体的・対話的で深い学び」授業実践講座においては、小学校（国語、社会、算数、理科等）、中学校（国語、社会、数学、理科、外国語等）ともに教科の枠を広げて実施し、思考力・判断力・表現力等の一層の充実に努めます。
- ④ 県立高等学校等では各研究実践校で地区別実践発表会を開催し、全参加校のポスター発表を行うことで、成果の普及・共有に努めます。
- ⑤ 地域学校協働活動事業を全市町村で実施するため、未設置市町村に対して事業の意義や効果を伝え、実施方法や体制づくりなどの支援を行うとともに、活動している方々を対象とした研修会を実施します。

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する

2 体力の向上

(1) 体力向上のための取組の推進 <<施策2>>

体育スポーツ健康課

平成30年度 施策の基本的なねらい

◇ スポーツ医・科学の知見を取り入れた体育・スポーツ活動の充実やオリンピック・パラリンピック教育の推進、オリンピック・パラリンピアン等の活用等により、子どもの運動への動機付けや習慣化の促進を図り、子どもたちの体力を更に向上させます。

平成30年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
福岡県体力向上総合推進事業の実施 <重点事業3>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小・中学校体力向上指導者研修会 6回開催 659人参加 ○ 小学生チャレンジスポーツプロジェクト ・「スポコン広場」^{注1)} 地区大会の開催 6教育事務所及び北九州市の7地区で計5,174人参加 ○ オリンピアン・パラリンピアン等派遣事業 21市町村に派遣 ○ ラグビートップ選手派遣事業 県内143小学校に派遣

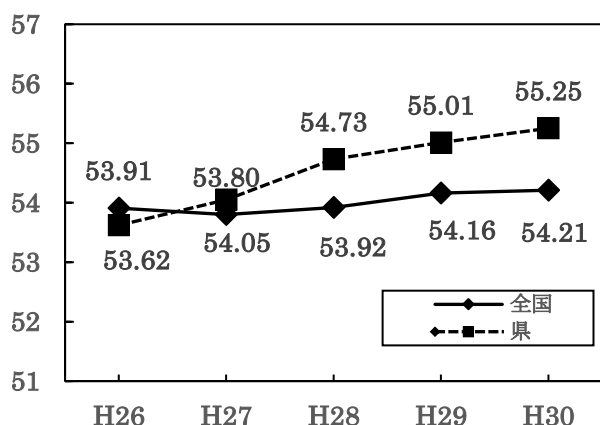
指 標

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
子どもの体力の向上	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力合計点平均値	小 男子 55.25点 (54.21点) 女子 56.32点 (55.90点) 中 男子 43.55点 (42.32点) 女子 51.25点 (50.61点) (H30年度)	全区分 全国平均以上 (毎年度)	◎
子どもの運動習慣の定着	学校の体育の授業以外で、週3日以上運動やスポーツをする児童生徒の割合	46.56% (H30年度)	50% (H30年度)	△

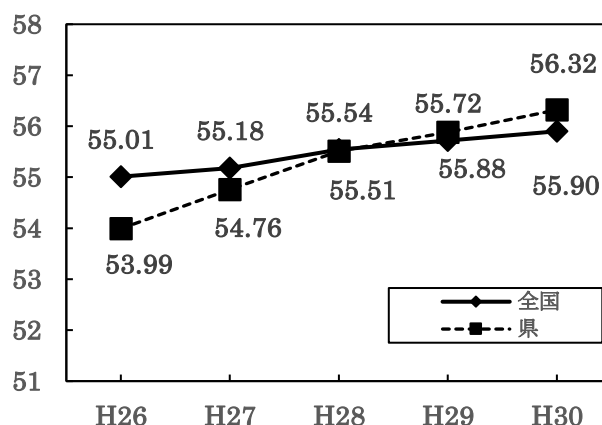
「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」体力合計点^{注2)}の県平均値(年度比較)

※小学校5年生、中学校2年生対象(悉皆調査)

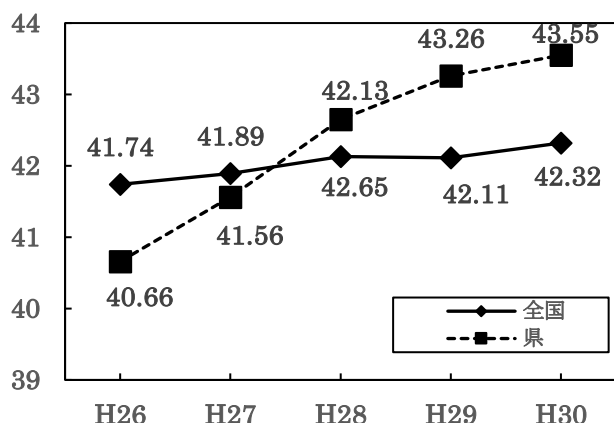
小学校男子



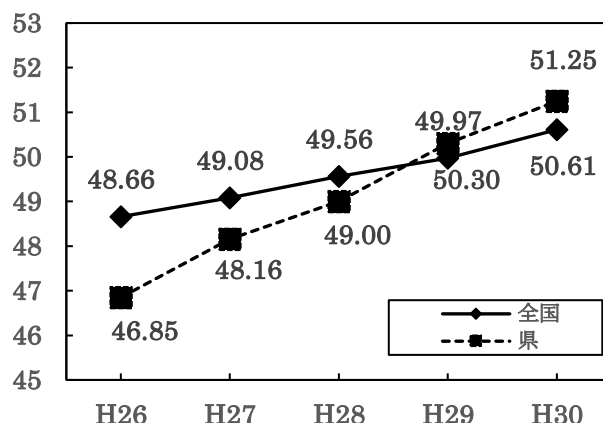
小学校女子



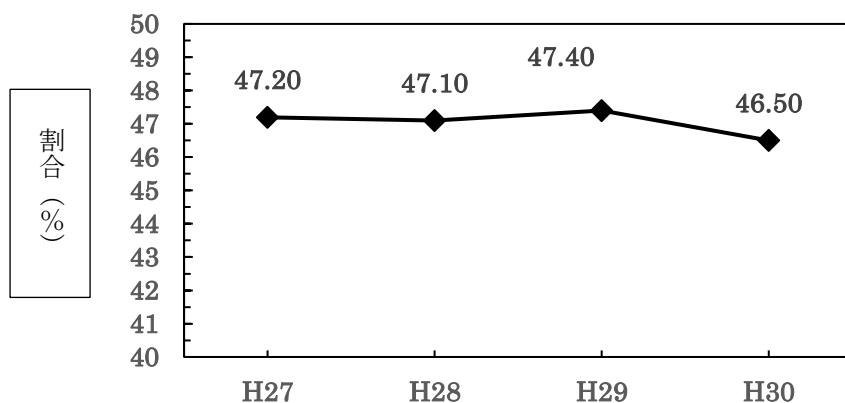
中学校男子



中学校女子



学校の体育の授業以外で、週3日以上運動やスポーツをする児童生徒の割合（年度比較）



成 果 小学校男女及び中学校男女全ての区分で県平均値が全国平均値を上回りました。

- ・ 小学校男子の県平均値は4年連続、中学校男子は3年連続、小・中学校女子は2年連続で全国平均値を上回りました。また、小学校男女及び中学校男女全ての区分で県平均値が調査開始以降最高値となりました。

課 題 子どもの運動習慣の定着の割合が依然として目標値に達していません。

- ① 学校の体育の授業以外で、週3日以上運動やスポーツをする児童生徒の割合が低下しているため、授業以外での取組の充実が求められます。

対 応 運動の動機付けと習慣化を図るため、体育授業の改善を図るとともに、様々な取組を実施します。

- ① 小・中学校教員を対象とした体力向上指導者研修会の実施や「1校1取組」運動の継続的な実施を通して、体育・保健体育の授業改善を図るとともに、「スポコン広場」の参加推奨やオリンピック・パラリンピック教育の推進等により、子どもたちの運動の動機付けと習慣化を図ります。

注釈

- 注1) スポコン広場：小学生の運動・スポーツへの動機付け、習慣化を図ることを目的として、体力向上ホームページ上に開設されたサイトのこと。学級ごとに様々な競技に挑戦し、その記録をインターネット上で競い合うことができる。また、登録校の中から選ばれたチームで競い合う地区大会が開催される。
- 注2) 体力合計点：50m走やボール投げ等の体力・運動能力を測定する新体力テスト8種目について、各10点満点で採点した合計得点（小・中学校男女それぞれ採点基準が異なる）。

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する

2 体力の向上

(2) 体育・スポーツ活動を豊かにする体制づくり

《施策3》

体育スポーツ健康課

平成30年度 施策の基本的なねらい

◇ 運動部活動の適正な運営や部活動指導員^{注1)}等を活用した指導体制づくりの推進により、それぞれの種目特有の楽しさを味わうことのできる魅力ある運動部活動を構築し、より多くの生徒が運動・スポーツを実践することを通して、体力の向上や健康の保持増進を図るなど、継続的に運動に取り組む運動習慣の定着を図ります。

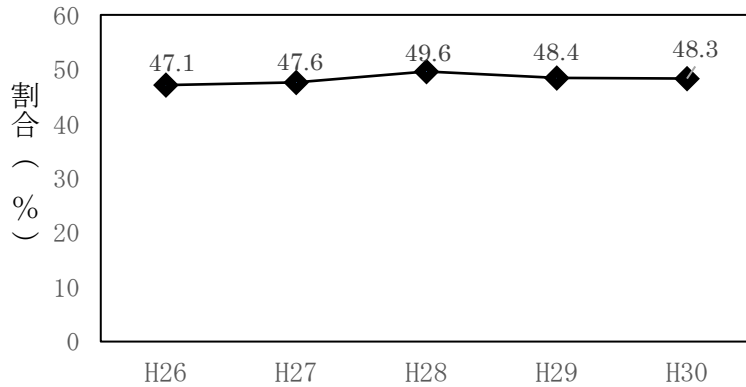
平成30年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
教員の指導力向上のための各種研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ トレーニング指導者研修会 <ul style="list-style-type: none"> ・ (公財)福岡県スポーツ振興センターと合同で、教職員や県内スポーツ推進委員等を対象に、指導者研修会を開催 参加者数 85人 ○ 学校体育における地域人材^{注2)}の活用に関する調査研究 <ul style="list-style-type: none"> ・ 武道種目に関する人材の確保と活用 18校に19人を派遣 ・ ダンスに関する人材の確保と活用 5校に5人を派遣 ○ 武道指導者養成研修会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 武道の指導経験がない又は浅い教員を対象に指導者養成研修会を開催 参加者数 柔道44人、剣道25人、空手道22人
福岡県体力向上総合推進事業における部活動指導員の配置 ＜重点事業3＞	<ul style="list-style-type: none"> ○ 部活動指導員の配置 <ul style="list-style-type: none"> ・ より専門的な技術指導を行う体制の整備を図るとともに教職員の負担を軽減するために、中・高等学校及び特別支援学校に部活動指導員を派遣 派遣数 市町村立学校23人、県立学校112人 ○ 運動部活動指導力向上研修会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 運動部活動の指導歴が浅い顧問、もしくは競技歴がない顧問を対象に、適正な運営に関する研修会を開催 参加者数 運動部活動顧問312人 ○ 部活動指導員研修会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 部活動指導員を対象に、学校教育の一環としての部活動の指導体制の在り方や生徒理解に基づく指導法等に関する研修会を開催 参加者数 部活動指導員のべ119人

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
運動部活動の推進	運動部活動に参加している県立高等学校生徒の割合	48.3% (H30年度)	50.0% (毎年度)	△

【運動部活動に参加している県立高等学校生徒の割合】



成 果 運動部活動に関わる指導者の資質向上を図ることができました。

- ・ 指導歴が浅い、もしくは競技歴がない運動部顧問を対象に、科学的根拠に基づいたスポーツ医・科学の見地や、コーチング及びマネジメントの理論、スポーツ・インテグリティの確保等を踏まえた指導法等について研修を行うことにより、教員の資質向上を図ることができました。
- ・ 中学校の保健体育科の授業に武道やダンスの地域人材を派遣した結果、専門性の高い指導者の的確な指示により、段階に応じた技能を習得できました。
- ・ 中学校保健体育科教員を対象に実技指導を含めた武道指導者養成研修会を実施し、発達段階に応じた指導方法の習得や安全確保の仕方など、教員の資質向上を図ることができました。
- ・ 市町村立学校に23人、県立学校に112人の部活動指導員を派遣し、より専門的な技術指導を行う体制の整備を図るとともに教職員の負担を軽減することができました。
- ・ スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、適切な運動部活動の取組に関する「福岡県運動部活動の在り方に関する指針」を策定しました。

課 題 運動部活動の適切な運営のための体制整備が求められています。

- ① 運動部活動を持続可能なものにするために、適切な運営のための体制整備が必要です。
- ② 部活動指導員が配置されている学校においては、教員との打合せ時間を確保することや、互いの役割の明確化、学校教育への共通理解等を図ることが必要です。
- ③ 運動部活動に参加している県立高等学校生徒の割合が横ばい状態であるため、今後入部率向上に向けた取組が必要です。

対 応 調査研究委員会を設置し、課題解決の道筋を明らかにしていきます。

- ① 運動部活動の在り方に関する調査研究委員会において、地域の実情に応じた新たな運動部活動の在り方に関する研究を実施し、その内容を広く周知します。
- ② 部活動指導員を対象に、学校教育の一環としての部活動の指導体制の在り方や生徒理解に基づく指導法等について研修会を実施します。
- ③ 多様な生徒のニーズに応じた運動部活動（シーズン制、レクリエーション志向、体力づくり等）の在り方を検討します。

注 釈

- 注1) 部活動指導員：学校における部活動の指導体制の充実及び教職員の負担軽減のため、学校におけるスポーツ、文化等に係る専門的な知識・技能を有し、かつ、学校教育に関する十分な理解を有する者のうちから、福岡県教育委員会が辞令を交付し部活動に係る技術的な指導に従事する指導者のこと。部活動指導員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する特別職であり、単独での指導や学校外での活動（大会・練習試合等）の引率等の職務に従事することができる。
- 注2) 地域人材：専門的な知識や技能を有し、地域等で青少年の指導実績のある指導者のこと。

1 「学力、体力、豊かな心」を育成する

2 体力の向上

(3) 健康教育の充実 << 施策 4 >>

体育スポーツ健康課

平成30年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 性や心の問題を早期に発見し適切な措置を講じるため、学校、保護者、専門医が連携し、生徒等の不安や悩みの解決を図ります。
- ◇ 児童生徒に、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けさせるために、食に関する指導の充実を図るとともに、家庭や地域と連携・協働した取組を推進します。

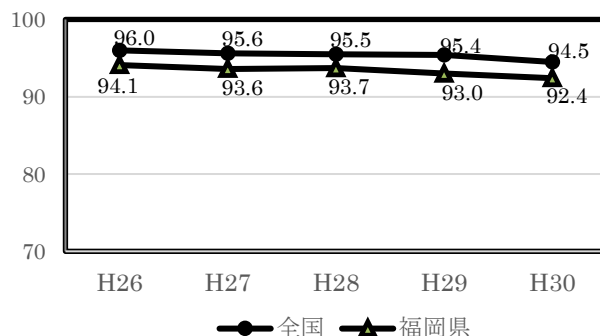
平成30年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
健康教育推進事業 (性と心の健康相談) の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生徒の性や心の健康問題の解決を図るため、全県立高等学校を対象に専門医(産婦人科医、精神科医)による講演会や相談を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 産婦人科(実施率: 95.8% 91/95校) 実施回数: 105回(講演36回・相談69回) 相談件数: 265回 ・ 精神科(実施率: 80.0% 76/95校) 実施回数: 102回(講演11回・相談91回) 相談件数: 258回
食に関する指導についての 研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食に関する指導のための教職員(栄養教諭・学校栄養職員等)研修の実施 ○ 福岡県学校給食研究指定委嘱校 食に関する指導の実践校 10校 ○ 食に関するイベントによる食育啓発活動の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 福岡県学校給食レシピコンクール 1,634点 応募 ・ 福岡県学校給食フェア 552人 来場 ○ 食物アレルギー対応に関する研修会等 <ul style="list-style-type: none"> ・ アレルギー講習会 266人参加(県外から30人含む) ・ 食物アレルギー・アナフィラキシー対応研修会 285人参加
子どもが作る「ふくおか弁当の日」の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「ふくおか弁当の日」優良事例報告会の開催 ○ 「ふくおか弁当の日」の実施校数(平成29年度) 小学校 304校、中学校 155校
「食育出前講座」の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福岡県内公立高等学校及びPTA団体等が開催する食育関連の研修会等へ講師を派遣 実施校数 11校
衛生管理及び安全な食材確保のための体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校給食の衛生管理等に関する状況調査及び改善指導 学校給食施設 17施設 ○ 学校給食用食材の点検 市町村立学校、共同調理場 28施設(政令市を含む) 県立学校 2校

指 標

指 標	指 標 の 概 要	
食に関する指導	朝食を食べる習慣が定着している児童の割合	
現状値	目標値	達成状況
92.4% (全国 94.5%) (H30年度)	全国平均以上 (R3年度)	△

朝食を食べる習慣が定着している児童の割合(%)



成 果 各学校の実態に応じて、特色ある健康教育が推進されています。

- ・ 専門医による性や心の健康に関する講演や相談を実施したことによって、「正しい知識が深まった」、「医療機関の受診につながった」等の評価を得ており、高校生の心身の健康問題への対応の充実を図ることができました。
- ・ 食に関する指導の全体計画が、すべての小学校、中学校で作成され、食に関する指導が充実しています。
- ・ 学校給食研究指定事業委嘱校においては、児童生徒が望ましい食習慣を身につけるための効果的な取組が実践され、朝食摂取率が向上しました。
- ・ 学校と家庭との食育をつなぐ取組として、弁当の日に取り組む学校は徐々に増加しており、学校の実態に応じた特色ある取組が推進され、児童生徒の食に対する意識を高めることにつながりました。また、食への感謝の気持ちを育むとともに、食を通じた家族間のコミュニケーションの機会の増加にもつながりました。
- ・ 福岡県学校給食レシピコンクールや学校給食フェア等の食に関するイベントは、児童生徒、保護者等の食に関する意識を高めることにつながりました。
- ・ 学校給食衛生管理に関する指導者を学校給食施設に派遣し、施設ごとに実態に応じた指導を行ったことで、体制面や施設面での改善につながりました。

課 題 効果的な取組を県内に広めていくことが必要です。

- ① 全ての学校において、性と心の健康相談事業の積極的な活用を推進し、取組の充実を図る必要があります。
- ② 朝食摂取率の向上につながる効果的な取組を、県内の学校に広めていくことが必要です。
- ③ 学校給食の衛生管理について、管理体制や施設設備を更に充実することが必要です。

対 応 研修会や報告会等を通して、効果的な取組を周知していきます。

- ① 性と心の健康相談事業の全校実施に向けて、実施校の取組事例等を紹介するとともに、関係機関との連携を図ります。
- ② 研究指定校等における、学校と家庭が連携した朝食摂取率の改善に効果が認められる取組を、研修会やHP等を活用して県内各学校に周知していきます。また、児童が自分の朝食について、振り返ることができる取組シートを配布し、活用を促します。
- ③ 学校給食の衛生管理等について、設置者である市町村教育委員会や学校給食関係者の意識向上のために、地域の研修会等で指導・改善内容を広めていきます。

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する

3 豊かな心の醸成

(1) 道徳性を養う心の教育の充実 <<施策5>>

高校教育課、義務教育課、特別支援教育課

平成30年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 「特別の教科 道徳」の実施を踏まえ、体験活動や問題解決的な学習等を取り入れ、それらの活動等で学んだ内容の意義や人間としての生き方等について考え、議論するような指導の充実を図ります。
- ◇ 他人を思いやる心や、公共のためになることを大切にする心を身に付けることができるよう、教育活動全体を通じて、道徳性を養う心の教育の充実を図ります。
- ◇ 我が国と郷土を愛する心や国際社会に貢献する心などを身に付けることができるよう、道徳科や各教科などの指導を推進します。

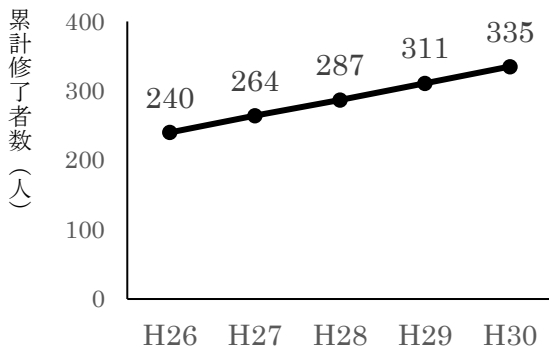
平成30年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
ボランティア活動等の社会奉仕体験活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ ボランティア活動等の体験活動の実施状況（政令市を除く。） ・ 小学校 84.3% (380校) ・ 中学校 68.0% (138校) ・ 県立高等学校 100% (95校) <体験活動の例> 地域の清掃・美化、福祉施設等訪問、リサイクル活動、自然・文化財等保護、国内及び国際社会への支援協力と貢献
規範的な行動を促す道徳、特別活動、総合的な学習の時間等の教育活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福岡県道徳教育地域指導者研修における道徳教育地域指導者^{注1)}の育成 小中学校（政令市を除く。） 各12人 ○ 「道徳教育推進市町村」を指定し、研究成果を普及・啓発（6市町村） ○ 県立高等学校等における「道徳教育全体計画」及び「年間指導計画」の作成 100%

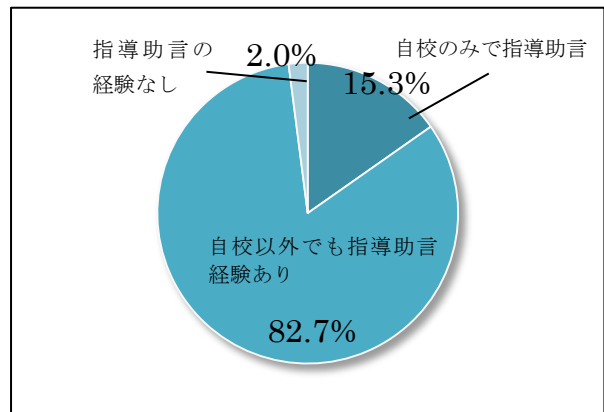
指 標

指 標	指標の概要	現状値	目標値	達成状況
道徳教育の推進	各地域の道徳教育の中核となる小・中学校教員の養成研修修了者数の累計	335人 (H30年度)	360人 (R1年度)	○
	研修会の講師等として自校以外で活動した道徳教育地域指導者の割合	82.7% (H29年度)	85% (毎年度)	○

各地域の道徳教員の中核となる小・中学校教員の養成研修修了者数の累計



研修会の講師等として自校以外で活動した道徳教育地域指導者の割合



成 果 道徳教育地域指導者を累計 335 人育成し、活用しています。

- 平成 30 年度に 24 人、累計 335 人の道徳教育地域指導者を育成し、各地域で活用されています。
 - 校内における指導助言 1,851 回
 - 他校における指導助言 595 回
 - 各地区研修会における指導助言等 795 回
- 各学校において「私たちの道徳」^{注2)}が計画的に活用されています。
 - 活用計画の作成状況（政令市を除く。）
 - 小学校 99.3%（456 校）
 - 中学校 99.5%（201 校）
- ボランティア活動等の社会奉仕体験活動は、全ての県立高等学校で実施しています。
- 全ての県立高等学校において、道徳教育の充実のための「全体計画」及び「年間指導計画」を作成し、実施しています。

課 題 道徳教育地域指導者の育成及び幅広い活用が必要です。

- ① 地域によって、これまで養成した道徳教育地域指導者の活用状況に差がみられます。また、活用場所において、自校内のみの指導にとどまっている状況も見られます。各地域の道徳教育授業研修会等の講師として、より一層の活用が必要です。
- ② 道徳科のねらいに結びつくような体験活動の充実を図ることが必要です。
- ③ 道徳科の趣旨を踏まえた指導と評価の一体化が必要です。
- ④ 県立高等学校等においては、生徒の発達段階を考慮し、人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通して行うことにより、生徒が自らの人生観・世界観や価値観を形成し、主体性を持って生きたいという意欲を高める必要があります。
- ⑤ 高等学校における道徳教育は、中学校の内容項目とのつながりを意識し、学校の実態に応じて推進する必要があります。

対 応 道徳指導者養成、研修の充実と指導者の活用について啓発します。

- ① 平成 30 年度から令和元年度までに 49 人、累計 360 人の道徳教育地域指導者を育成し、各地域で道徳教育の講師として活用します。
- ② 管理職研修会や教務主任研修会等において、道徳性を養うための体験活動の充実や道徳教育地域指導者の活用について啓発します。
- ③ 道徳教育推進事業及び福岡県重点課題研究指定・委嘱事業において道徳科の趣旨を踏まえた多様な指導方法の研究、評価の推進及びその成果の普及を行います。
- ④ 県立高等学校等においては、道徳教育の目標を達成するための「全体計画」及び「年間指導計画」について内容の精選・充実を図ります。
- ⑤ 「年間指導計画」を作成する際に、学校の実態に応じた道徳教育の重点項目を明確にした上で、指導場面毎に、重点的に指導する中学校の内容項目を記入し、関連付けて指導します。

注釈

- 注1) 道徳教育地域指導者：道徳教育に関する基本的な理論研究及び実践研究を行い、その指導技術を習得させることを目的とした年5回の「福岡県道徳教育地域指導者研修」を受講した、道徳教育を推進する専門的な資質を持った教員。
- 注2) 「私たちの道徳」：文部科学省が作成し、全国の小・中学生に配布されている道徳教育用教材。児童生徒が道徳的価値について自ら考え、行動できるようになることをねらいとしている。

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する

3 豊かな心の醸成

(2) 実体験を重視した教育の推進 << 施策 6 >>

高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、

社会教育課

平成30年度 施策の基本的なねらい

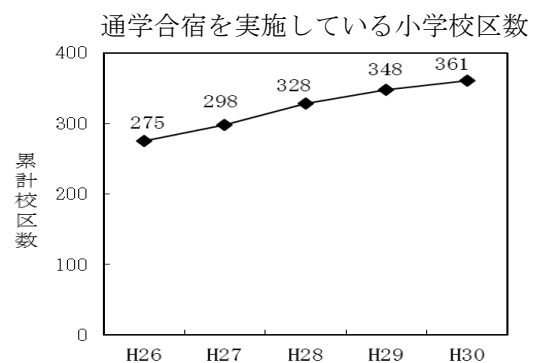
- ◇ 子どもの生活習慣の定着、協調性・主体性などを育むため、地域人材を活用しながら「鍛ほめ福岡メソッド」を取り入れた体験活動の充実を図ります。
- ◇ 社会教育施設等を活用し、体験活動の充実を図ります。

平成30年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
通学合宿推進事業の実施	○ 実施小学校区数 累計 361 校区 (うち平成30年度実施校区数 13 校区 (8 市町))
県立学校集団体験活動推進事業の実施	○ 自立と協働を学ぶ体験活動 実施率 100% (全日制高等学校等) ○ 特別支援学校体験学習 実施率 100% (特別支援学校)
子どもたちの体験活動を推進する地域活動指導員設置事業の実施	○ 地域活動指導員設置市町村数 57 市町村 183 人 ○ 県地域活動指導員研修会の実施 参加者 137 人 ○ 教育事務所主催学習会 参加者 186 人
障がいのある子どもたち・不登校の子どもたちの体験活動の支援	○ 社会教育総合センター 知的障がいのある児童生徒・保護者対象 3 回 50 家族 133 名 ○ 英彦山青年の家 聴覚障がいのある児童生徒対象 1 回 26 名 ○ 少年自然の家「玄海の家」 視覚障がいのある児童生徒対象 2 回 15 名 ○ 社会教育総合センター、英彦山青年の家、少年自然の家「玄海の家」 適応指導教室等に通っている中学生対象 4 回 43 名

指 標

指 標	指 標 の 概 要	
通学合宿の実施	通学合宿を実施している小学校区数	
現状値	目標値	達成状況
361 校区 /723 校区 (H30 年度)	368 校区 /723 校区 (H30 年度)	○



※ 現状値及び目標値は、平成21年度以降新たに通学合宿を実施している校区数の累計

成果 通学合宿により、地域の各種団体が支援にかかわり、地域が一体となって子どもを育てる体制整備が進んでいます。

- ・ 通学合宿推進事業においては、地域の方々それぞれの特色を生かしながら子どもたちの活動の見守りや指導助言をしていただきました。その結果、日常生活における調理や清掃等の生活体験に個人や班で取り組むことで、基本的な生活習慣づくりのきっかけとなり、規範意識や協調性の向上などにつながりました。
- ・ 地域活動指導員設置事業は、特に体験活動等において、指導員が地域住民や子どもたちのニーズを把握し、活動の企画・立案・運営・評価を直接担うとともに、コーディネーターとして関わることで、活動の活性化が図られ、その役割を十分に発揮しています。
- ・ 県立学校集団体験活動推進事業は、全日制高等学校等の第一学年を対象としていますが、従来の集団訓練等に加え、テーマ別協議等、アクティブ・ラーニングを体験し、協働的な学びへと繋いでいく体験活動を実施することにより、多くの生徒が高校生活へスムーズに移行し、集団の中で良好な人間関係を形成し、社会的自立の基礎を身に付けることができました。
- ・ 県立学校集団体験活動推進事業における災害時生活体験、自然体験、集団行動体験等の多様な体験活動を通して、生徒一人一人の基本的な生活習慣の確立に向けた規範意識の醸成や各学校の学校文化の理解、学年集団内の良好な人間関係づくり、帰属意識の高揚、学ぶ意欲・体力の向上への意識改革により、自立と協働の精神を育むとともに、高校生活への早期対応を図ることで、学校不適応の防止に成果が出ています。

課題 通学合宿推進事業は、低学年のみを対象としたメニューの実施について、更なる周知と支援が必要です。

- ① 通学合宿推進事業では、上級生や支援者による積極的かつ丁寧な関わりから、低学年の活動が不足する場合があります。そこで低学年のみを対象とした1泊3日（1日の事前研修と1泊2日の通学合宿）のメニューについて、さらに周知及び支援を実施する必要があります。
- ② 地域活動指導員設置事業については、市町村単位で活動しており、活動内容は様々です。家庭教育や自然体験活動における専門性をもった指導員も多く、その能力を県内各地に広げ、多くの地域で発揮されることが期待されています。
- ③ 全日制高等学校等においては、学校行事をはじめとする特別活動と関連させ、集団の一員としての自覚を促しながら、生徒たちが自らの課題や社会が抱える課題を自発的・能動的に解決するためのプログラムを確立し協働活動へと繋げていく必要があります。

対応 通学合宿推進事業に低学年児童のみを対象とした内容を加え、低学年児童の活動を促進します。

- ① 通学合宿事業に低学年の児童のみを対象としたメニューを加えたことの意図や期待される効果等を周知しながら、地域の実情に応じた実施方法についての助言や支援を行っていくことで、低学年の児童の活動を促進します。
- ② 地域活動指導員設置事業については、各地で取り組まれている素晴らしい実践を広げ、より一層指導員の資質能力の向上を図るため、実践の情報共有や研修の充実を推進します。
- ③ 全日制高等学校等で第一学年を対象に実施している体験活動事業においては、特に効果があると考えられるプログラムを他の学校へ広報するため、実施に係る評価を行っています。また、全校生徒で取り組む体育大会や文化祭などの特別活動を通して、集団内における良好な人間関係作りや生徒個々の自己有用感の育成に努めながら、社会的自立の基礎を身に付けさせ、協働活動の意義づけを行っていきます。

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する
3 豊かな心の醸成

(3) いじめや不登校等への対応 < 施策7 >

高校教育課、義務教育課、特別支援教育課

平成30年度 施策の基本的なねらい

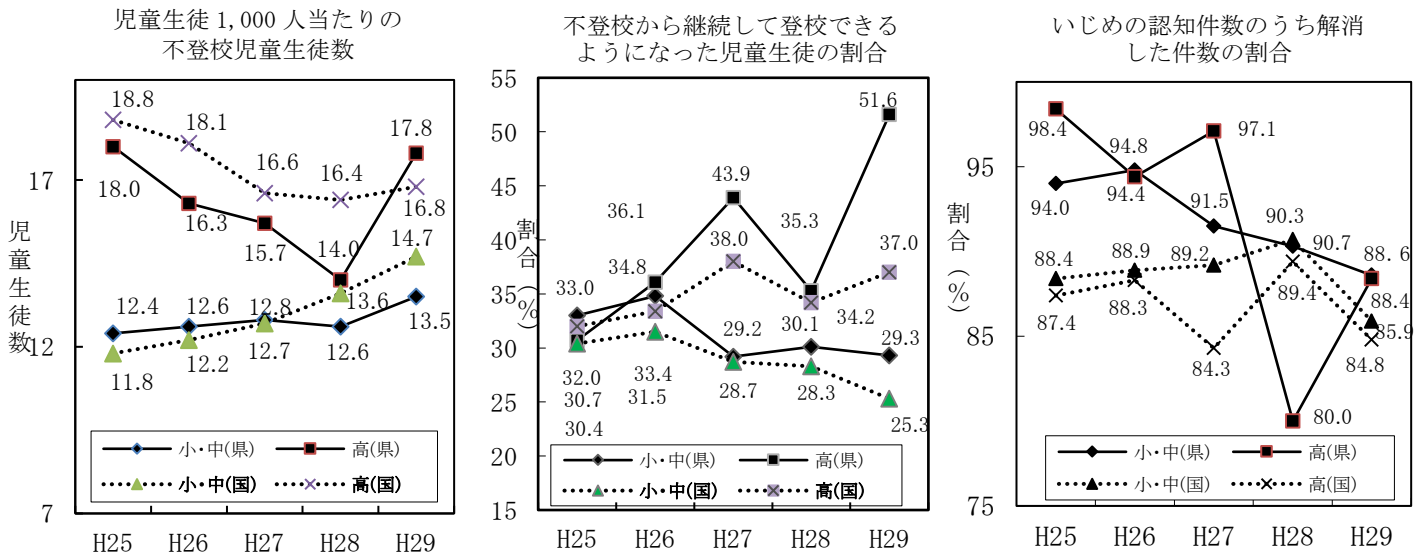
- ◇ いじめ防止対策推進法、福岡県いじめ防止基本方針及び福岡県いじめ問題総合対策（改訂版）に基づき、いじめ防止等の取組を更に推進します。
- ◇ いじめや不登校等を未然に防止し、早期に発見・対応するための取組の強化を図るとともに、外部の専門家や関係機関と連携し、学校が組織的に対応する取組を推進します。

平成30年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
いじめ・不登校 ^{注1)} 総合対策事業の実施 < 重点事業4 >	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめ問題等学校支援チームの設置（委員5人、支援回数10回、連絡会議3回） ○ いじめ問題対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校生活・環境多面検査の活用 ・ 保護者用リーフレットを作成（全小中学校配布（政令市を除く。）） ○ スクールカウンセラー等活用事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ スクールカウンセラーの配置（全中学校（政令市を除く。）） ・ 中学校のスクールカウンセラーの小学校への派遣（7,873件） ・ スクールカウンセラースーパーバイザーの配置（各教育事務所に2～5名） ・ スクールソーシャルワーカーの配置（県内9市町）及びスクールソーシャルワーカーの市町村における任用について経費の1/3以内の額を予算の範囲内で補助（42市町村67人） ○ 豊かな人間性育成事業 「ピア・サポート活動」等の児童生徒の人間関係づくりの推進 ○ 「子どもホットライン24」相談事業 24時間対応教育相談の実施（総相談件数5,851件） ○ 不登校予防診断チェックリストの配布（チェックリスト、分析ツール、解説書の作成） ○ リフレット（「福岡アクション3」^{注2)}、「保護者のアクション3」^{注3)}）を作成（全小中学校の教員、保護者に配布（政令市を除く。）） ○ 関係機関・地域との連携 問題行動及び犯罪被害防止に係る警察と学校間の相互連絡（連絡回数：現在3,150回） ○ 高等学校不登校・いじめ防止対策事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ スクールカウンセラーの配置（31校） ・ 訪問相談員の配置（13校） ・ スクールソーシャルワーカーの配置（5校）

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
不登校対策	児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数	小 4.7人（全国 5.5人） 中 32.4人（全国 33.8人） 高 17.8人（全国 16.8人） (H29年度)	全国平均以下 (毎年度)	○
	不登校から継続して登校できるようになった児童生徒の割合	小 29.3%（全国 24.9%） 中 29.4%（全国 25.5%） 高 51.6%（全国 37.0%） (H29年度)	小・中学校 全国平均以上 (毎年度) 高等学校 50% (毎年度)	◎ ◎
いじめの解消率	いじめの認知件数のうち解消した件数の割合	小 89.0%（全国 86.4%） 中 87.7%（全国 83.9%） 高 88.4%（全国 84.8%） (H29年度)	全国平均以上 (毎年度)	◎



小・中学校のいじめ・不登校に関する指標は、文部科学省調査に基づき公表。平成 30 年度分の公表は令和元年 10 月。

成 果 不登校から継続して登校できるようになった割合が全国平均を上回っています。

- ・ 県立高等学校において、不登校から継続して登校できるようになった生徒の割合が、目標値に達しました。
- ・ 「福岡県いじめ問題総合対策」(改訂版)に基づき、各学校における取組が進み、いじめの未然防止、早期発見及び解消に向けた組織的な対応が図られています。
- ・ いじめの認知件数のうち解消した件数の割合が、高等学校で全国平均より上回りました。
- ・ 学校でスクールカウンセラー等を活用した教員のカウンセリング・相談技能向上のための校内研修を実施しました。
- ・ マンツーマン方式^{注4)}等の徹底により、不登校児童生徒への組織的取組の充実が図られ、平成 29 年度は、小中学校において 1,000 人当たりの不登校児童生徒数が全国平均よりもやや低くなっています。
- ・ 県立高等学校において複雑化・多様化する生徒指導上の課題に対応するため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び訪問相談員を配置し、生徒一人一人に応じた、きめ細かな指導の充実を図り、生徒を支援しました。

課 題 いじめを認知したものが全て解消しているわけではなく、引き続き危機意識をもって取り組む必要があります。

- ① 児童生徒 1,000 人当たりの認知件数が全国平均よりも低く、「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」との危機意識を持った上で、現在実施している未然防止・早期発見・早期対応の取組を引き続き改善・充実する必要があります。
- ② いじめの認知件数のうち解消した件数の割合が、小・中学校で前年度を下回りました。
- ③ 現在、不登校の取組として実施している取組を検証し、マンツーマン方式など効果のある取組を継続するとともに、小中のつながりを大切に取組等の一層の徹底・充実が必要です。
- ④ 県立高等学校において、不登校から継続して登校できるようになった生徒の割合は、目標値に達していますが、継続して取り組む必要があります。

対 応 「福岡県いじめ問題総合対策」(改訂版)の取組を一層推進し、いじめの解消の指導を徹底します。

- ①② 国のいじめ防止基本方針が 29 年 3 月に改定され、いじめが解消したと判断するにはいじめ行為が止んでいる状況が少なくとも 3 か月継続している等に条件が改められたところですが、「福岡県いじめ問題総合対策」(改訂版)に基づき、学校生活・環境多面調査の活用を進めるとともに、これまで以上に早期発見・早期対応の取組を充実させることで、丁寧な対応と確実ないじめ解消に努めます。また、いじめ防止対策推進法の定義に基づいた正確な認知、国のいじめ防止基本方針の定義に基づいた解消の指導を徹底し、認知されたいじめ事案については、今後も全ての解消に向け指導を継続していきます。
- ③ 新たな不登校を生まないための取組の充実や、不登校予防診断チェックリストの活用等、不登校兆候を示す児童生徒の把握とマンツーマン方式等の徹底に努めます。また、小中 9 年間のつながりを重視した取組や要因分析に基づく取組の充実を支援します。
- ④ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び訪問相談員の相互の連携を促進し、より効果的な支援を充実させるとともに、配置の拡充に努めます。

注 釈

注 1) いじめ：児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
不登校：年間 30 日以上欠席した者のうち、「なんらかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く。）」をいう。

注 2) 福岡アクション 3：不登校の問題への対応のために、不登校対策の 3 つの視点（未然防止、早期発見・早期対応、継続支援）に基づき、「すぐできる」「かならずできる」「みんなでできる」取組等を、学校において重点的に取り組むべきこととして整理し示したもので、平成 25 年 4 月から実施している。

注 3) 保護者のアクション 3：不登校の問題への対応のために、不登校対策の 3 つの視点（未然防止、早期発見・早期対応、継続支援）に基づき、家庭で具体的にどのように取り組んでいけばいいかを示したもので、平成 26 年 4 月から実施している。

注 4) マンツーマン方式：学級担任にこだわらず、不登校児童生徒（兆候を示す者を含む。）と最も信頼関係ができていない教師が担当者となって責任をもち、年間を通して指導・援助するもの。児童生徒の状態に応じたきめ細かで継続的な対応が期待できる。

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する

3 豊かな心の醸成

(4) 少年の非行防止と健全育成

《施策8》

高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、
体育スポーツ健康課、社会教育課

平成30年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 児童生徒の非行行為の未然防止や健全育成及びインターネット等の適正な利用を推進するために、学校と警察が情報共有や啓発活動を行うとともに、学校と家庭が連携し、家庭におけるルールづくりなど児童生徒の規範意識を育成する取組の充実を図ります。
- ◇ 児童生徒の薬物乱用防止及び飲酒運転の撲滅に向けた規範意識を育成するために、体育科・保健体育科及び特別活動等に関連づけ、学校教育全体を通じた指導の充実を図るとともに、家庭・地域・関係機関と連携した取組みを推進します。

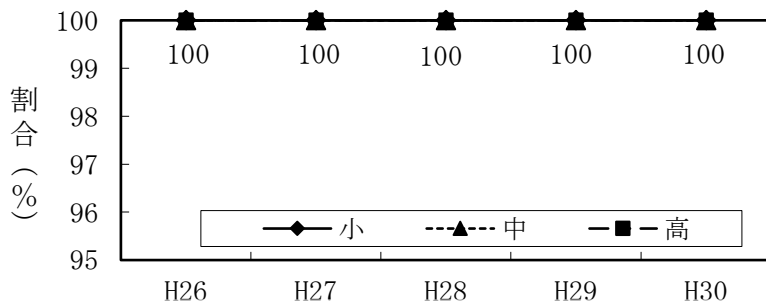
平成30年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
保護者と学ぶ児童生徒の規範意識育成事業の実施 ＜重点事業5＞	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童生徒の社会規範等に対する理解の深化や非行行為に走らない判断力や実践力をたかめるため、「規範意識育成学習会」を実施 ○ 規範意識育成学習会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒の発達段階や校種に応じた学習テーマについて実施 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>【学習テーマ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①望ましい行動の促進（接遇教育、法教育、交通安全教育、立腰教育等） ②「インターネットの適正利用」（ネットによる誹謗中傷、ネットによるいじめ防止等） ③「非行防止」（初発型非行防止、薬物乱用防止、性の逸脱行動防止（「デートDV防止」含む。）、飲酒運転防止等） </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校（3～4年） <ul style="list-style-type: none"> ①・②について児童の実態に応じて年2回以上実施 ・ 小学校（5～6年）及び中学校 <ul style="list-style-type: none"> ①～③について児童生徒の実態に応じて年3回以上実施 ・ 県立高等学校等 <ul style="list-style-type: none"> ②及び③の「薬物乱用防止」は毎年1回実施、「飲酒運転防止」を3年に1回以上（在籍中に1回以上）実施 ・ 公立特別支援学校 <ul style="list-style-type: none"> ①～③から1テーマ以上選択して実施 ○ 保護者の規範意識や養育に関する責任感を高めるため、「児童生徒と保護者が共に学ぶ学習会」を実施
薬物乱用防止教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 薬物乱用防止教室の実施について 平成19年度から小学校においても原則として第5・6年の児童を対象に、年1回以上開催するよう指導 実施率 小学校 100% 中学校 100% 県立高等学校等 100% ○ 薬物乱用防止教育に係る多様な指導方法の工夫 実施率 小学校 96.0% 中学校 91.4% 県立高等学校等 84.2% (政令市を除く。) ○ 教員の資質向上を目指した研修会の実施、参加奨励 <ul style="list-style-type: none"> ・ 薬物乱用等防止教育指導者養成研修会 参加者数 小中学校 238人 県立学校 148人
飲酒運転防止教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飲酒運転防止指導者研修会 県立学校教員の飲酒運転防止教育に係る指導力の向上を図るため、指導者研修会を実施 ○ 飲酒運転防止教育の指導資料として「飲酒運転防止に関する指導の手引【改訂版】」の積極活用

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
薬物乱用防止に関する指導	薬物乱用防止教室を実施している学校の割合	小 100% 中 100% 高 100% (H30年度)	小 100% 中 100% 高 100% (毎年度)	◎

薬物乱用防止教室実施校の割合（政令市を除く）



成 果 全ての高等学校で薬物乱用防止教室が実施されています。

- ・ 薬物乱用防止教室の実施率は、高等学校において 100%であり、薬物乱用防止教育の充実が図られています。
- ・ 県立高等学校等において、年に 1 回は、専門的な人材を外部講師として招き、生徒と保護者が共に学ぶ学習会として実施することで、家庭と連携した生徒の健全育成を図ることが出来ています。
- ・ 県立高等学校等においては、「インターネットの適正利用」と「非行防止」の中の学習内容である「薬物乱用防止」については、毎年度必ず実施するとともに、「非行防止」の中の学習内容である「飲酒運転防止」は、在籍中最低 1 回は学習することで生徒の規範意識の醸成に役立っています。
- ・ 全小・中学校において、地域の人材や外部講師を活用したり、体験・参加型の学習活動を取り入れたりするなど、工夫された「規範意識育成学習会」や「児童生徒と保護者が共に学ぶ学習会」^{注1)}が実施されています。
- ・ 飲酒運転防止教育指導者研修会において、参加体験型の研修会を実施しています。

課 題 インターネット上でのいじめの他、ネットに対する依存等への対応が求められています。

- ① 薬物が手軽に入手できる状況にあることから、薬物乱用防止教育には、知識を教えるだけでなく、知識を活用する学習活動等により思考力・判断力を育成し、実践力を身に付けさせることが求められています
- ② 「児童生徒と保護者が共に学ぶ学習会」における保護者の参加率が、小学校 36.9%、中学校 9.1%で小中学校共に保護者の参加率が低い状況にあります。
- ③ いじめ未然防止のため、小中学校共に法教育を充実させる必要があります。
- ④ 県立高等学校においては、「生徒と保護者が共に学ぶ学習会」における保護者の参加率が低く、保護者との連携による規範意識育成学習の拡大・浸透を更に推進するため、保護者の参加を促すよう工夫することが求められています。
- ⑤ インターネット利用者数の増加に伴い、ネット上でのいじめの他に、ネットに対する依存等が社会的な問題になっています。
- ⑥ 飲酒運転防止教育をより推進するために、飲酒運転撲滅活動アドバイザー^{注2)}派遣事業の積極的活用が必要です。

対 応 インターネットの利用上の諸問題についての学習を推進します。

- ① 児童生徒に実践力を身に付けさせるために、薬物乱用等防止教育指導者養成研修会において、知識の詰め込みではなく、ケーススタディー、ブレインストーミング等の多様な指導方法の工夫について普及・啓発を行うなど、教員の指導力向上を図ります。
- ② 「規範意識育成学習会」を年間指導計画に位置付けて実施するよう指導し、計画的な実施を促進します。また、「児童生徒と保護者が共に学ぶ学習会」については、保護者が参加しやすい日時の設定（土曜授業、参観日、PTA 行事等）や周知（学校通信、ホームページ掲載等）の方法を工夫するよう助言します。
- ③ 福岡県弁護士会と連携を図り、子どもたちの法理解が進む学習会となるよう内容を工夫します。
- ④ 「生徒と保護者が共に学ぶ学習会」において保護者に対してアンケート調査を行い、保護者の考えやニーズに応じた規範意識育成学習を計画・実施します。
- ⑤ 学習テーマのうち「インターネットの適正利用」では、インターネット利用上の諸問題について学習します。
- ⑥ 「飲酒運転防止に関する指導の手引き[改訂版]（平成 30 年 2 月発行）」の活用を促すとともに、飲酒運転撲滅アドバイザーを積極的に活用し、飲酒運転防止を推進していきます。

注釈

注 1) 「児童生徒と保護者が共に学ぶ学習会」：保護者自身の規範に対する意識や養育に関する責任感を高め、さらに学校と家庭とのさらなる連携を図ることで、児童生徒の規範意識の育成に取り組むことを目的とした学習会。

注 2) 「飲酒運転撲滅活動アドバイザー」：警察 OB、保健師、飲酒運転撲滅活動に携わる事故被害者遺族等、知識と経験を有する専門家。

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する

3 豊かな心の醸成

(5) 幼児教育の充実 << 施策 9 >>

義務教育課、特別支援教育課、社会教育課

平成30年度 施策の基本的なねらい

◇ 生涯にわたる人間形成の基礎を培うため、学校、家庭・地域社会と連携を図りながら、幼児教育の振興や子育てに関する学習機会の充実を図ります。

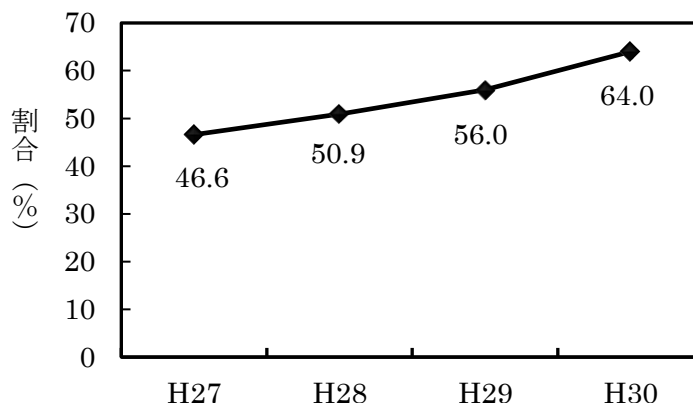
平成30年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
子育てに関する学習機会や情報提供の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電話相談「親・おや電話」(9:00~17:00) <ul style="list-style-type: none"> ・ 電話相談件数 553 件 ・ 電子メール相談件数 48 件 ○ ホームページ「ふくおか子育てパーク」アクセス件数 13,774 件 ○ みんなで育もう！ふくおかの子ども育成支援フォーラム参加者 181 名
地域の実態を踏まえた幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幼稚園教育課程研究協議会 参加者 496 人 (年 1 回) <ul style="list-style-type: none"> ・ 文部科学省初等中等教育局幼児教育課調査官による幼稚園教育と小学校教育との接続についての説明 ○ 園長等管理運営協議会 参加者 93 人 (年 1 回) <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育課程に係る教育時間の終了後に行う教育活動、ニーズに対応した新しい幼稚園の機能と園長のリーダーシップについての協議及び文部科学省調査官による指導助言 ○ 国公立私立幼稚園連絡協議会の実施 (年 2 回) <ul style="list-style-type: none"> ・ 各団体、政令市における幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との連携についての取組状況報告

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
小学校と幼稚園等の連携	幼稚園・保育所・認定こども園と合同で研修会を実施した小学校の割合	64% (H30 年度)	60% (H30 年度)	◎

幼稚園・保育所・認定こども園と合同で研修会を実施した小学校の割合



成 果 保幼小の合同研修の開催率が上がるなど、保幼小の接続に対する意識が高まっています。

- ・ 保幼小による合同研修を実施した小学校数が前年度よりも増加し、保幼小連携に係る研修内容で実施している小学校が全体の6割を越えました。
- ・ 「親・おや電話」では、電話相談員、留守番電話、電子メールによる多様な対応方法によって、年間600件を超える相談がありました。
- ・ みんなで育もう！ふくおかの子ども育成支援フォーラムでは、テーマカフェ方式^{注1)}の分科会を持つことで、家庭教育支援に関する学習機会の提供に加え、参加者同士の交流の深まりとネットワークの構築が充実してきています。

課 題 保幼小の円滑な接続を引き続き啓発する必要があります。

- ① 保幼小による合同研修を実施した小学校の割合は増加し、目標値を超えました。今後も引き続き合同研修の必要性を周知し、実施を求めていく必要があります。また、一部の教師や保育士だけの連携に終わらず、学校・園全体の取組みにしていくためにも、子ども同士の交流を年間計画に位置付けたり、保幼小それぞれの目標を明確したりする必要があります。
- ② 相談事業の広報・周知の在り方の検討が必要です。
- ③ 相談内容が多岐にわたっているため、悩みの解決につながる相談対応ができるよう、傾聴力やカウンセリング等相談員の資質の向上が必要です。
- ④ 問題解決に向け、相談機関、関係部局・機関と連携・協力をしながら取り組んでいく必要があります。
- ⑤ 子育て支援団体のネットワークを広げ、地域での取組の中でも交流ができるよう、新たな団体や参加者の、みんなで育もう！ふくおかの子ども育成支援フォーラムへの参加を促す取組が必要です。

対 応 保幼小の円滑な接続のための研修等の充実を図ります。

- ① 幼稚園・保育所・認定こども園及び小学校の管理職に対し、連携の必要性や進め方についての研修を行うことにより、引き続き指導助言を行っていきます。また、小学校との円滑な接続を見据えつつ、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育の質の向上を図るため、関係所管部局・団体との連携を強化していきます。
- ② 社会教育主事等が研修会や講演会等において電話相談事業の広報をするとともに、関係団体への周知方法を工夫することで、より多くの方々へ情報が届くようにします。
- ③④ 様々な悩み相談に対応するための相談員の育成や研修の機会を設け、資質の向上を図ります。また、相談会等に参加し、各関係機関と連携・協力を進め、情報交換に努めます。
- ⑤ みんなで育もう！ふくおかの子ども育成支援フォーラムや子育て・家庭教育支援に関する情報の周知について、ホームページ等で積極的な情報提供を行うとともに、社会教育主事等による各種講義や子育て支援団体を通じた広報・啓発を行います。

注釈

注1) テーマカフェ方式：リラックスした雰囲気の中、少人数に分かれたグループで、テーマについて自由な対話を行い、意見や考え方を分かち合う話し合いの手法。さらに、他のグループのメンバーと入れ替わって対話を続けることで、多くの方の様々な意見を耳に傾ける機会を増やすことができる。

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する

3 豊かな心の醸成

(6) 読書活動の充実 << 施策 10 >>

高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、社会教育課

平成30年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 「福岡県子ども読書推進計画」^{注1)}に基づき、自主的な読書活動ができるよう環境整備を推進し、読書習慣の定着を図ります。
- ◇ 公立図書館及び学校図書館等のネットワーク化や公立図書館による学校支援を推進し、子どもの読書活動の充実を図ります。

平成30年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
学校図書館の活用による学校全体での日常的な読書活動の推進及び読書指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全校一斉の読書活動の実施（政令市を除く。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校 98.0%（439校） ・ 中学校 90.1%（183校） ・ 県立高等学校・中等教育学校 85.3%（81校／95校） ○ 4月23日「子ども読書の日」^{注2)}の取組（政令市を除く。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校 99.9%（444校） ・ 中学校 94.6%（192校） ・ 県立高等学校・中等教育学校 100%（95校／95校） ○ 司書教諭^{注3)}の配置（政令市を除く。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 小中学校 372校 ・ 県立高等学校・中等教育学校 95校
市町村子ども読書推進計画の改訂に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 改訂に向けた市町村に対する指導・助言、情報提供 ○ 市町村子ども読書推進計画策定状況 <p>※全市町村策定済み</p>
読書活動推進ボランティアの養成及び活用促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子ども読書推進講演会 参加者 60人 ○ 青少年読書推進講座 受講者 33人 ○ スキルアップ講座 受講者 40人
図書館間の連携・協力・ネットワーク化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「福岡県図書館情報ネットワーク」による県内図書館・図書室間の図書資料の相互貸借^{注4)}及び横断検索^{注5)}システムの拡充 <p>ネットワーク参加状況 58市町村 （うち、横断検索サービス参加 50市町村）</p>
子どもの読書活動推進事業の実施 <重点事業6>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 読書の啓発事業 読書活動応援隊^{注6)}が保護者への読書の重要性の啓発と読み聞かせや家庭での読書「うちどく」の手法等を伝授 46市町村 129校に派遣 ○ 読書の交流事業 <ul style="list-style-type: none"> ア 読書活動応援隊を活用した小・中学生の読書活動支援 家庭での読書「うちどく」、小学生読書リーダー、中学生読書サポーター、読み聞かせ、ブックトーク、ビブリオバトル等 24市町村 イ 子どもの読書活動交流・研修会の実施 参加者 249人

成 果 市町村の実態やニーズに応じた多様な取組が実施されています。

- ・ 読書推進計画策定の重要性を改めて説明するとともに、指導助言・情報提供に努めたことで、県内全ての市町村における策定につながりました。
- ・ 子どもの読書活動推進事業の取組の意義や効果等を交えながら事業の趣旨を説明したことで、ビブリオバトルや読み聞かせ等、市町村の実態やニーズに応じた様々な事業に取り組むことができました。また、子どもの読書活動交流・研修会を実施することで、読書に対する関心や意欲の向上につながりました。
- ・ 福岡県子どもの読書ボランティアの集いや子ども読書スキルアップ講座を開催し、参加対象者のニーズに合ったテーマ設定や講師選定を行うことで、より実践的な内容の研修会となり、参加者の更なる意欲の向上につながりました。
- ・ 県立高等学校においては、約9割の学校で、読書の時間を学校教育活動の中に位置付けており、読書の時間を継続的に設けたことにより、読書習慣の定着に一定の効果を上げています。

課 題 市町村「子ども読書推進計画」について、計画の見直しを支援する必要があります。

- ① 市町村「子ども読書推進計画」について、それぞれの地域の読書活動の推進状況等を踏まえた計画の見直しを支援する必要があります。
- ② 県民の読書活動に関するニーズに的確に対応するため、市町村立図書館等の連携・協力・ネットワーク化をさらに強化する必要があります。
- ③ 中学校における全校一斉の読書活動、子ども読書の日の取組の推進が必要です。
- ④ 学校図書館については、学習センター、情報センターとしての機能をより一層強化していくことが必要です。
- ⑤ 県立高等学校では、読書習慣の改善が進んでいますが、読書活動の価値について、さらに啓発を進めると共に、学校図書館の学習情報センターとしてのより一層の機能強化を図る必要があります。
- ⑥ 本県では、一日当たり全く読書をしない児童生徒の割合が小学生 21.4%（全国 18.7%）、中学生 37.2%（全国 32.9%）と全国平均を上回っています。

対 応 市町村「子どもの読書推進計画」の見直しに関して、必要に応じて指導助言します。

- ① 市町村「子ども読書推進計画」の見直しに関して、「福岡県子ども読書推進計画」の改訂内容について研修会等において理解を図り、必要に応じて指導助言します。
- ② 図書館同士の相互貸借サービスやインターネットを利用した遠隔地貸出・返却サービスを推進するとともに、図書館職員の資質向上を図るための研修会を行います。
- ③ 子どもの読書活動を推進する事業を全市町村で実施するために、未実施市町村に対して事業の意義や効果を伝えるとともに、実施方法や体制づくりなどの積極的な情報提供を行います。
- ④⑤ 教員研修等を通して、読書活動の価値や優れた実践事例等について紹介し、引き続き啓発します。
- ⑥ 読書活動の充実と学ぶ意欲の向上事業において読書の質と学習意欲の相関を調べる調査研究を行います。（平成29年度から令和元年度まで）

注釈

- 注1) 福岡県子ども読書推進計画：平成13年12月に施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、福岡県が平成16年2月に策定した行政計画（22年3月、28年8月に改訂版を策定）。家庭・地域・学校・民間での子どもの読書活動の推進を明確に位置づけ、施策推進のための基本的方針を示している。
- 注2) 子ども読書の日：「子どもの読書活動の推進に関する法律」第10条で定められた日（4月23日）。子どもの読書活動について国民の関心と理解を深め、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために設けられている。国及び地方公共団体はその日の趣旨にふさわしい事業を実施することが求められている。
- 注3) 司書教諭：学校図書館法の規定により、12学級以上の学校に設置が義務づけられている学校図書館の専門的職務を掌る教諭。司書教諭講習を修了した教諭をもって充て、学校図書館資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導等、学校図書館の運営・活用等の中心的な役割を担う。
- 注4) 相互貸借：図書館が利用者の求める資料を所蔵していない場合、他の図書館から借用して利用者に提供すること。
- 注5) 横断検索：図書館資料を検索するとき、インターネットで公開している複数の図書館の蔵書データの中から、一度に検索すること。
- 注6) 読書活動応援隊：県社会教育主事及び市町村職員並びに公立図書館が把握している子どもの読書活動を推進するボランティア団体、NPO等からなるチームで、市町村に組織されたもの。

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する

4 学校、家庭、地域の連携・協働

(1) 学校、家庭、地域の連携・協働体制の整備

〈施策 1 1〉

高校教育課、義務教育課、

特別支援教育課、体育スポーツ健康課、社会教育課

平成30年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 「地域とともにある学校づくり」及び「学校を核とした地域づくり」を推進するために、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）や地域学校協働本部の導入・実践に取り組む市町村を支援します。
- ◇ 学校と地域が連携・協働した地域学校協働活動の取組を推進し、地域人材の協力を得て、放課後等の活動の充実を図ります。
- ◇ 学校、家庭、地域が連携・協働し、それぞれが役割と責任を負い地域全体で子どもを育てる体制の整備を図ります。

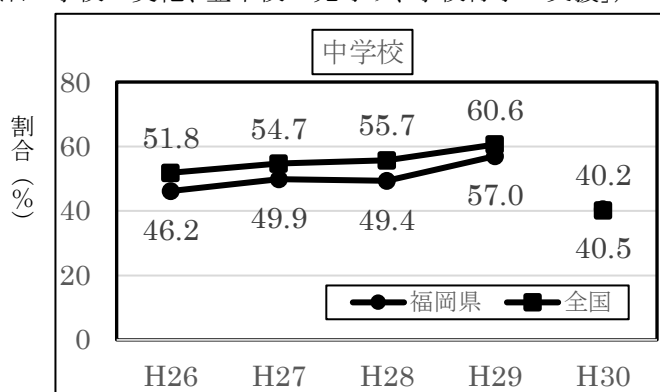
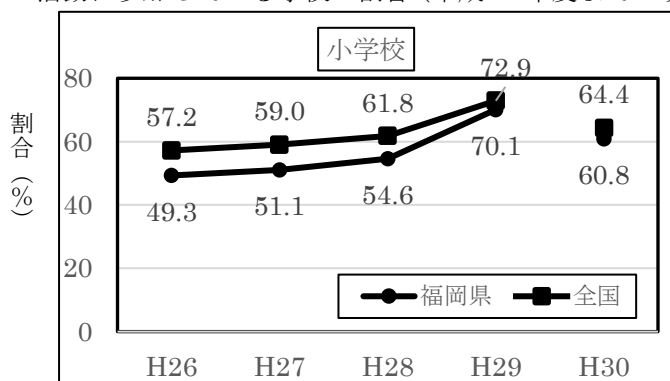
平成30年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
コミュニティ・スクール 導入促進事業の実施 ＜重点事業7＞	○ 「地域とともにある学校づくり」推進のための研修会開催 3会場（未導入29自治体中16自治体が参加） ○ 学校運営協議会を設置している市町村数 34市町村 （学校運営協議会を設置している学校数 小学校179校、中学校74校 計253校） ※平成31年4月1日現在
地域学校協働活動事業の実施 ＜重点事業7＞	○ 学校支援、放課後の学習支援等の実施 地域人材の協力を得て、県内35市町村239教室で実施
優れた知識・技能を有する 社会人の積極的な活用促進	○ 各教科等の指導において地域の人を招いたり、訪ねたりする授業の実施率 小学校99.8%（450校） 中学校96.6%（196校）

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現状値	目標値	達成状況
学校、家庭、地域の 連携・協働体制 の整備	保護者や地域の人が学校の 美化、登下校の見守り、 学習・部活動支援、放課後 支援、学校行事の運営など の活動に参加している学 校の割合	小 60.8% （全国 64.4%） 中 40.5% （全国 40.2%） （H30年度）	全国平均以上 （R3年度）	○

保護者や地域の人が学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事の運営などの活動に参加している学校の割合（平成29年度までの項目「学校の美化、登下校の見守り、学校行事の支援」）



※平成30年度は平成29年度から調査項目が追加されたため、経年の数値が連続しない。

成 果 コミュニティ・スクール導入への理解が進んでいます。

- ・ コミュニティ・スクール先進教育委員会の担当者による講話や、コミュニティ・スクール先進校教員による実践発表を位置付けた研修会を開催し、コミュニティ・スクール導入への理解と取組の充実を図りました。
- ・ 地域学校協働活動事業については、地域コーディネーターが学校との連絡・調整を行いながら、地域住民や退職教職員、大学生の協力を得て、年間を通して実施する地域がひろがりました。

課 題 コミュニティ・スクールのさらなる啓発を図る必要があります。

- ① 全ての学校に学校運営協議会を設置することを努力義務とした地教行法の改正（平成29年4月施行）に基づき、市町村に対してコミュニティ・スクールの導入・実践を促す必要があります。
- ② 学校・家庭・地域が連携・協働して取り組むことができる仕組みについて、人材発掘・育成や取組のノウハウ、その効果、運営方法等の啓発を図り、未実施市町村へ拡充していくことが必要です。

対 応 研修会等を実施するとともに、コミュニティ・スクールの導入に向けた取組を支援します。

- ① コミュニティ・スクール未導入の自治体の教育委員会事務局職員を主な対象者とした研修会を実施し、コミュニティ・スクール導入・実践に向けた市町村の取組を支援します。
- ② 地域学校協働活動事業を全市町村で実施するため、未設置市町村に対して事業の意義や効果を伝え、実施方法や体制づくりなどの支援を行うとともに、活動している方々を対象とした研修会を実施します。

I 「学校、体力、豊かな心」を育成する

4 学校、家庭、地域の連携・協働

(2) 家庭教育支援の充実 <<施策12>>

社会教育課

平成30年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 学校、家庭、地域が連携・協働し、地域全体で子どもを育成する体制の整備を図ります。
- ◇ 家庭の教育力の向上に向けた取組を充実させるため、PTAとより一層の連携強化を図ります。
- ◇ 学校、家庭、地域と連携・協働した家庭での生活習慣づくりを推進するため、家庭教育支援に関わる人材育成などの取組の充実を図ります。
- ◇ 市町村における「家庭教育支援チーム」の設置を促すことで保護者が安心して子育てや家庭教育を行う地域づくりを支援します。

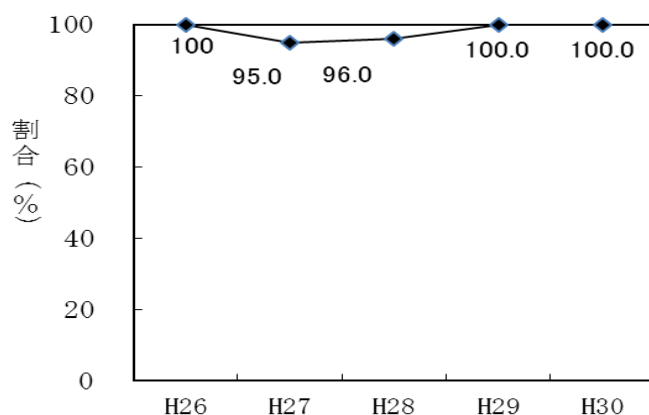
平成30年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
PTAが主体となって取り組む「新」家庭教育宣言への支援	○ 県PTA連合会が推進する「新」家庭教育宣言の広報・啓発 平成30年度宣言校647校(100%)
家庭教育支援チーム設置事業の実施	○ 「家庭教育支援チーム」の実施 県内に、18チームを設置 合計296回の学習講座を実施 県内43市町村に派遣

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
家庭の教育力の向上	「新」家庭教育宣言を実施した小・中学校の割合	100% (H30年度)	100% (毎年度)	◎

「新」家庭教育宣言を実施した小・中学校の割合



成 果 学校、家庭、地域の連携・協働による家庭教育支援が進んでいます。

- ・ 県内の全公立小・中学校で「“新”家庭教育宣言」が実施されました。
- ・ 県教育委員会と県が人材育成や情報共有等の連携を行い「家庭教育支援チーム」を県内に18チーム組織しました。チームには、社会教育主事や地域の子育てマイスター、保育士、保健師、看護師、元教員、フードマイスター、心理カウンセラー、絵本コンシェルジュなどの専門家も在籍しています。
- ・ 家庭教育支援チームを年間296回派遣し、乳幼児検診や入学説明会、PTA研修会など保護者が集まる場において、家庭教育・子育てに関する講座等を開催しました。その内容は、参加者の要望に合わせ「基本的な生活習慣づくり」や「絵本の読み聞かせの仕方」、「食育の大切さ」、「子どもとの関わり方（スキップの大切さ、効果的なほめ方叱り方）」、「インターネット・ゲーム・スマホについて」、「子育て悩み相談・育児相談」などとなっており、合計9,294名の参加がありました。

課 題 家庭教育支援を担う地域人材の育成と活動効果を普及させていく必要があります。

- ① 県PTA連合会が実施している「“新”家庭教育宣言」の全校実施を引き続き目指すだけでなく、その取組における効果的な手法や内容をについて、さらに広めていくことが必要です。
- ② 家庭教育支援に関する地域人材のスキルアップの場作りや地域に根ざした支援チームの自主的な活動ができるよう支援していくことが必要です。
- ③ 学校・家庭・地域が連携・協働していくことの効果などについての啓発を図り、各市町村における家庭教育支援の仕組みづくりへの支援が必要です。

対 応 家庭教育支援チームの人材育成と積極的な効果の啓発を行います。

- ① さらに家庭教育の充実に向け、県PTA連合会と連携・協力をさらに進めます。
- ② 家庭教育支援チーム設置事業における、チームのスキルアップのための研修会等の実施や場づくりを行います。研修会等では、互いに情報を交流できる時間を設け、地域人材発掘の場とするなど内容を充実させ、地域に根ざした支援チームの自主的な活動につながる支援を実施します。
- ③ 家庭教育支援に関する研修会や交流の場を設定して、学校・家庭・地域が連携・協働していくための仕組みづくりや活動方法・実施後の効果などについて周知します。

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する

5 教育環境づくり

(1) 多様な教育ニーズへの対応 ≪施策13≫

高校教育課

平成30年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 生徒の多様な興味・関心、能力・適性、進路希望などに応じた教育を展開するための積極的な改革を推進するとともに、入学者選抜制度の改善・充実を図ります。
- ◇ 県立高等学校等が各地域における人材育成の核として役割を果たし続けることができるよう、地域や時代のニーズに対応した学科・コースの構成等について研究します。

平成30年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
プロジェクトチームの設置	<ul style="list-style-type: none">○ 教育庁内の関係各課による県立学校の活性化推進のためのプロジェクトチームによる協議を適宜実施○ 継続して定員割れが生じている県立学校、特に特色化・活性化が必要な学校における、学校活性化に向けた取組（人員配置、広報活動等に係る予算の支援等）
専門学科及び特色ある学科・コースの充実	<ul style="list-style-type: none">○ 学校の特色化・活性化方策に関する調査による現状の分析と改善○ 特に特色化・活性化が必要な学校において、学校活性化に向けた取組を実施（学科・コース名の変更、募集形態の変更）
入学者選抜制度及び転編入学制度の改善	<ul style="list-style-type: none">○ 受検生の多様な個性を様々な角度から評価するため、推薦入学制度や特色化選抜制度、各校の特色に応じた学校独自の面接、作文又は実技を行う個性重視の特別試験などを実施

成 果 志願倍率の向上が見られました。

- ・ 県立学校では、継続して入学者選抜における志願倍率が低迷している学校を中心に教育内容の改善や広報活動の強化等に取り組んだ結果、志願倍率の向上が見られた学校がありました。
- ・ 教育内容が分かり易いように学科・コース名の変更、学科を超えた幅広い基礎・基本の学習の後に専門的学習を進めることができるように募集形態の変更を行いました。
- ・ 入学者選抜では、受検生の多様な個性を様々な角度から評価することができました。

課 題 各学校における特色化・活性化を更に充実させていく必要があります。

- ① 一部の県立学校において、活性化に向けた取組が志願倍率向上としての成果に結びついていない状況が見られます。
- ② 生徒の多様な学びを支援する定時制単位制高校を未設置の筑後・筑豊地区にも整備する必要があります。
- ③ 県立学校全体で、各学校が推進している特色化・活性化の取組を引き続き充実させる必要があります。
- ④ 入学者選抜では、学力検査だけでは測り難い受検生の能力・適性をより適切に評価していく必要があります。

対 応 教育内容や指導方法の工夫改善による各学校の魅力向上や入学者選抜の拡充に取り組みます。

- ① 生徒・保護者・地域のニーズをよりの確に捉え、教育内容の充実・特色化や指導方法の工夫改善、有効な取組の学校間での共有など、県立学校の魅力向上に向けた取組を推進します。また、県立学校の魅力や特色をより多くの方に知っていただくための広報活動を強化します。
- ② 筑後・筑豊地区への定時制単位制高校設置に向け、整備対象校や教育内容等の検討を行います。
- ③ 専門学科及び特色ある学科・コースの現状分析を引き続き行い、各学校の主体的な取組、地域の実情やニーズ、適正配置の観点などを踏まえた検討を行います。
- ④ 各学校・学科の特色や求める生徒像に応じて、受検生の個性や学習意欲等を重視する入学者選抜の拡充を図ります。

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する

5 教育環境づくり

(2) ICTを活用した教育活動の推進 <<施策14>>

施設課、高校教育課、義務教育課、

特別支援教育課

平成30年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 電子黒板等のICTを活用できる教育環境の整備を進め、学習・指導方法の改善や効率化を行い、教員の指導力の向上を図るとともに、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの充実を図ります。

平成30年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
電子黒板活用実証研究事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県立学校 119 校に電子黒板を各 1 台配備 ○ 電子黒板の整備費を 20 市町に補助（計 292 台分） ○ 電子黒板活用研修を 19 市町村（中学校組合）で計 21 回実施
ICT を効果的に活用した授業改善に係る調査研究の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福岡県重点課題研究指定・委嘱事業において小中学校各 1 校を指定し、以下の視点から研究、中間発表 <ul style="list-style-type: none"> ・授業の中で ICT を効果的に活用した指導方法の開発・評価 ・授業の中で ICT を効果的に活用するための推進体制の整備

【参考：文部科学省「平成 29 年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査」（平成 30 年 3 月現在）】

■本県のICT機器の整備等の状況

	教育用コンピュータ 1台当たりの児童生徒数(人/台)	普通教室の無線LAN整備状況(%)	超高速インターネット 接続率(100Mbps以上)%	普通教室の電子黒板整備率(%)	教員の校務用コンピュータ整備率(%)
県	7.4	9.4%	66.2%	19.2%	117.2%
全国平均	5.6	34.5%	63.2%	26.8%	119.9%

■本県教員のICT活用指導力の状況

	教材研究・指導の準備・評価などにICTを活用する能力(%)	授業中にICTを活用して指導する能力(%)	児童・生徒のICT活用を指導する能力(%)	校務にICTを活用する能力(%)	平成29年度中にICT活用指導力の状況の各項目に関する研修を受講した教員の割合(%)
県	82.9%	72.5%	63.0%	76.5%	44.0%
全国平均	84.8%	76.6%	67.1%	80.2%	45.2%

※各項目に対する自己評価の割合

成 果 全県立学校に電子黒板を配備し、授業・指導方法を改善しました。

- ・平成 28 年度から電子黒板を全ての県立学校に配備し、電子黒板の授業活用に関する研修を実施することで、授業改善や教員の ICT 指導力の向上を図りました。また、市町村の電子黒板の配備・活用に対する支援を行いました。
- ・生徒実習用パソコンの更新に合わせて、パソコン教室に無線アクセスポイントを配備し、活用方法の幅を広げました。
- ・無線 LAN 環境の構築に向け、一部の学校における生徒のスマートフォンを活用した「主体的・対話的で深い学び」の取組を支援し、システムの安定稼働に向けた検証等を行いました。
- ・教育情報ネットワークの安定稼働を行うためデータセンタの機器更新を行い、セキュリティの強化を図りました。
- ・一部の県立学校で民間の事業者が開発している授業支援システムを試験的に導入し、活用方法等について検証を行いました。
- ・「ICT を効果的に活用した授業改善」の研究指定校において、プログラミング体験を取り入れた授業づくりや、校内研修の在り方等の研究を通して、授業での ICT 活用の方向性や、研究推進体制の整備についての成果を県内に発信できました。
- ・特別支援学校では、ICT 機器の活用による幼児児童生徒の実態及び障がいの特性に合わせた指導方法の改善を行いました。
- ・教育センターにおける ICT 機器を活用した学習や指導方法に関する研修の充実により、指導力の向上を図りました。

課 題 多様な ICT 機器の整備状況が十分ではなく、活用が一部の教員に限られるとともに活用方法が限定されています。

- ① 主体的・対話的で深い学びの充実のため、多様な ICT 機器の整備を検討する必要があります。
- ② 特別支援教育や病気などによる長期欠席者、不登校者への対応として、ICT 機器を活用した遠隔教育が求められています。
- ③ 本年度の研究で行った授業実践を他の教科に拡充したり、実践した ICT 活用を位置付けたモデルカリキュラム等をさらに改善した事例を、広く県内に普及・啓発していく必要があります。
- ④ 教員により ICT 活用能力が異なるため、ICT 機器の利用頻度や授業での活用状況に差が生じています。
- ⑤ 電子黒板のための活用方法だけではなく実践事例についても情報共有を行い活用の促進を図る必要があります。

対 応 多様な ICT 機器の導入に向けた検討と県全体での活用促進を図ります。

- ①② ICT を活用した学習・指導方法の改善・効率化を図るため、多様な ICT 機器の整備に関する検討を進めていきます。
- ③ 研究指定・委嘱校において最終報告会を開催し、プログラミング体験を効果的に取り入れた各教科の授業実践やモデルカリキュラム等の研究成果を県下に普及・啓発することで、本県の ICT を活用した学習指導の充実・改善に努めます。
- ④⑤ 県立学校の ICT を活用した授業を広く普及するために、マニュアル化を図ります。

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する

5 教育環境づくり

(3) 児童生徒の安全確保 <<施策15>>

高校教育課、義務教育課、特別支援教育課

平成30年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 児童生徒の安全に関する現状や課題を把握し、教職員、保護者、地域及び関係機関が一体となった地域ぐるみの学校安全体制の充実を図ります。
- ◇ 学校安全の三領域（生活安全・交通安全・災害安全）について先進的な指導方法や教育手法を研究し、その成果を普及することで、児童生徒の安全に関する資質・能力を育成します。

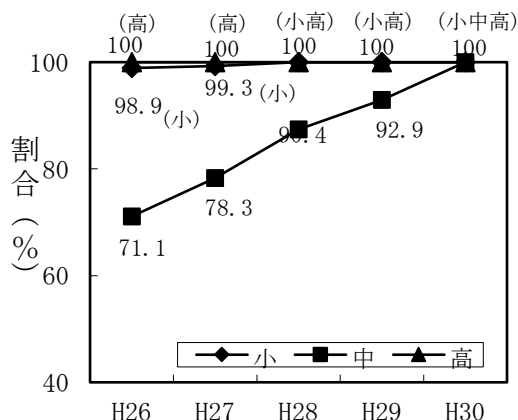
平成30年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
学校安全総合支援事業 (生活安全・交通安全・災害安全) の実施 <重点事業8>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福岡県学校安全推進委員会の開催 2回 ○ 学校安全総合支援事業実践校の指定 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村(学校組合)立学校 6校 ・県立高校、県立特別支援学校、私立学校 各1校 ○ 安全教育アドバイザーの派遣 <ul style="list-style-type: none"> ・実践校9校に22回 ○ 実践事例集を作成し、県のホームページ上で公開 ○ 成果物の作成と普及

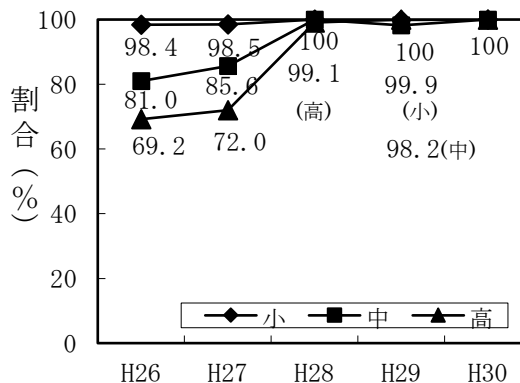
指 標

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
交通安全教育の推進	交通安全教室(高等学校は二輪車安全教室を含む。)を実施している学校の割合	小 100% 中 100% 高 100% (H30年度)	小 100% 中 100% 高 100% (毎年度)	◎
防災教育の推進	地震に関する避難訓練の実施率	小 100% 中 100% 高 100% (H30年度)	小 100% 中 100% 高 100% (毎年度)	◎

交通安全教室を実施している学校の割合



地震に関する避難訓練の実施率



成 果 児童生徒及び保護者等の安全意識の向上を図ることができました。

- ・ 学識者や関係課、教育関係者等を構成員とする福岡県学校安全推進委員会において、学校安全推進の観点から情報共有や課題の整理を行い、課題解決のための方策について協議することができました。
- ・ 学校安全総合支援事業実践校の課題に応じた安全教育アドバイザーを派遣し、専門的な知見に基づく効果的な安全教育の取組（危機管理マニュアルの見直し、避難訓練の計画・実施に向けた指導、校区安全マップの作成、教職員研修、校内安全点検等）を推進することができました。
- ・ 県内各学校の学校安全の取組の参考となるよう、学校安全総合支援事業実践校の実践内容を実践事例集としてまとめ成果を普及しました。
- ・ 本事業以外でも学校管理下における学校安全の整備・充実及び子どもたちの周囲の状況に応じ安全に行動する実践力の育成に向けて、学校安全担当者、地域ボランティア等に対し学校安全に関する研修会を実施しました。

課 題 児童生徒の安全確保に向けた推進体制づくりが必要です。

- ① 実践校による学校安全の取組に留まらず、特に市町村立学校では、市町村教育委員会を中心とした学校安全の組織的取組を推進する体制づくりが重要です。
- ② 危機管理マニュアルについては、全ての学校で作成されているものの、訓練等と関連づけた見直し・更新については学校の取組状況に差があります。

対 応 学校安全推進委員会を設置し、学校安全教育を推進します。

- ① 学識者や関係課、及び教育関係者等を構成員とする学校安全推進委員会において、市町村教育委員会を単位とした実効性のある学校安全教育を行う上での課題やその解決策について協議します。
- ② 本事業以外でも、県指導主事等研修会や学校安全に関する研修会等の場を活用し、県内の学校安全の取組状況の課題について問題意識を共有します。

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する

5 教育環境づくり

(4) 学校施設の整備・充実 <<施策16>> 施設課、高校教育課、義務教育課、特別支援教育課

平成30年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 学校施設の安全性及び快適性を確保するため、老朽化対策を推進します。
- ◇ 校務の効率化により生徒と向き合う時間を確保し、教育活動の充実を図るため、校務の情報化の推進を図ります。また、情報セキュリティの確保を図ります。

平成30年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
学校施設の老朽化対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 改築事業 県立高等学校 (校舎等) 22校 (体育館等) 5校 特別支援学校 (校舎等) 1校 ○ 改修事業 県立高等学校 (校舎等) 41校 (体育館等) 7校 (グラウンド等) 9校 県立特別支援学校 (校舎等) 12校 (体育館等) 2校
校務の情報化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県立学校ICT副校長・教頭研修会で、校務の情報化及び情報セキュリティ確保について周知 ○ 県立学校ネットワーク管理者研修会で、校務の情報化及び情報セキュリティ確保について周知 ○ 教育の情報化推進主任研修会で、校務の情報化について周知 ○ ファイルの暗号化システム導入により情報セキュリティの強化を実施

成 果 非構造部材の耐震対策を含めた改築や大規模改修などの老朽化対策を実施しました。

- ・ 非構造部材（天井材、照明器具等）の耐震対策と併せて、計画的に老朽対策工事（改築、外壁改修、屋上防水、内部改修等）を行いました。
- ・ 県立学校の情報セキュリティ強化のため導入したシステムや、セキュリティ確保の基礎知識及び校務の情報化の必要性に関する研修会を実施しました。また校務の情報化に係るシステムの活用について活用例を示しながら周知しました。

課 題 県立学校施設の約6割が建設後30年以上経過し、老朽化が進行しています。

- ① 県立学校施設の約6割が建設後30年以上経過しており、老朽化が進行しています。
- ② 管理職やネットワークを担当する教職員に対し、校務の情報化に係るシステム活用の周知や操作スキルの定着が必要です。
- ③ 児童生徒の積極的な活用が想定されている学校のICT環境における情報セキュリティについて、学校が行うべき具体的な対策や対処方法について具体的な事例を示し、身近な課題であることを実感させるなど研修内容の充実が必要です。

対 応 福岡県立学校施設長寿命化計画（個別施設計画）^{注1)}に基づき、学校施設の長寿命化対策に取り組めます。

- ① 平成29年度に策定した「福岡県立学校施設長寿命化計画（個別施設計画）」に基づき、学校施設の長寿命化対策に取り組めます。
- ② 校務の情報化を推進していくための新しい仕組みの導入や情報システムに関するマニュアルの整備を行い、研修会にて周知を図ります。
- ③ 情報セキュリティに関する恒常的な情報収集に努めるとともに「教育セキュリティポリシーに関するガイドライン」（文部科学省策定）に基づいた研修会を実施するなど、情報漏えいや不正アクセス等の防止に関する内容の充実を図ります。

注釈

注1) 福岡県立学校施設長寿命化計画（個別施設計画）：平成38年度までの県立学校施設の維持管理・更新について、方針と実施内容等を明らかにし、児童・生徒の安全・安心と充実した教育環境を確保することを目的とした計画。

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する

5 教育環境づくり

(5) 教育機会の確保 < 施策 17 >

財務課、高校教育課、義務教育課、特別支援教育課

平成30年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 生徒の学ぶ意欲に応える奨学金事業を円滑に実施します。
- ◇ 全ての生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等就学支援金事業や返還の必要がない高校生等奨学給付金事業を着実に実施します。
- ◇ 貧困をはじめとする厳しい環境の中で過ごしている子どもに対し、教育環境の改善に向けた支援等の充実を図ります。

平成30年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
高等学校奨学金事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経済的理由により修学が困難になることがないよう高等学校等奨学金事業を実施 延べ14,382人の生徒に奨学金を貸与 ○ 多くの生徒が利用できるよう制度周知の取組実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中学生進路相談事業（生徒、保護者にチラシ配布） ・ 各種媒体による周知・広報（県のホームページ、広報誌等）
高等学校等就学支援金事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭の教育費負担を軽減するため、高等学校等就学支援金事業を実施 67,593人の生徒を対象に就学支援金を支給 ○ 全ての対象者が支給を受けることができるよう、制度周知の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中学3年生、高等学校在学学生及び保護者等にチラシ配布 ・ 中学生進路相談事業や県のホームページによる周知
高校生等奨学給付金事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高校生等が安心して教育を受けられるよう、高校生等奨学給付金事業を実施 12,040人の生徒を対象に奨学給付金を支給 ○ 全ての対象者が支給を受けることができるよう、制度周知の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中学3年生、高等学校在学学生及び保護者等にチラシ配布 ・ 中学生進路相談事業や県のホームページによる周知
児童生徒を取り巻く生活環境改善事業の実施 < 重点事業9 >	<ul style="list-style-type: none"> ○ スクールソーシャルワーカーの配置 県内9市町、県立高等学校3校に各1名 ○ 全中学校区へのスクールソーシャルワーカーの配置に向け、市町村に対する支援の充実 （スクールソーシャルワーカーの市町村における任用について経費の1/3以内の額を予算の範囲内で補助（42市町村67人）） ○ 県立高等学校定時制課程4校に各1名のスクールソーシャルワーカースーパーバイザーを配置

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現状値	目標値	達成状況
スクールソーシャルワーカーの配置	スクールソーシャルワーカー配置中学校区数の割合	82.9% (H30年度)	100% (R2年度)	○

成 果

平成 30 年度、延べ 14,382 人に奨学金を貸与し、79,633 人の生徒を対象に就学支援金等を支給しました。

- ・ 奨学金事業について、平成 30 年度は、延べ 14,382 人の生徒に奨学金貸与ができました。
- ・ 経済的理由により修学が困難となる生徒が奨学金を利用できるよう、制度周知の取組を実施しました。
- ・ 生徒や保護者が入学諸費用に関し、不安を抱くことが無いよう、入学支度金を前年度の 3 月末に前倒しして貸与しました。
- ・ 平成 30 年度において、高校生等の修学を支援するため、67,593 人の生徒を対象に就学支援金を支給し、12,040 人の生徒を対象に奨学給付金を支給しました。
- ・ 平成 30 年度スクールソーシャルワーカー配置中学校区数の割合が、82.9%であり、前年度と比べ 12.3% 上昇しました。

課 題

奨学金貸与に必要な予算の確保及び事業内容の充実が重要な課題です。

- ① 貧困をはじめとする経済的に修学が困難な生徒の教育機会の確保のため、奨学金貸与に必要な予算の確保や事業内容の充実が重要な課題です。
- ② 多くの対象者に奨学金事業について認識が深まるよう、制度周知の徹底を図ることが必要です。
- ③ 貧困をはじめとする厳しい環境の中で過ごしている児童生徒に対し、環境改善に向けた支援の充実を図ることが必要です。
- ④ 本県の就学支援金の支給割合は約 87.0%、奨学給付金の支給割合は約 15.5%であり、依然として支給対象となっている高校生等の割合が高く、厳しい環境の中で多くの高校生等が修学している実態があります。

対 応

奨学金貸与に必要な予算の確保とともに環境改善に向けた専門スタッフの配置・派遣の充実を図ります。

- ① 学ぶ意欲がある生徒が経済的理由で修学を断念することがないように、今後も奨学金貸与に必要な予算の確保及び時代に沿った事業内容の充実に努めます。
- ② 奨学金制度について、引き続き、市町村教育委員会との連携、中学生進路相談事業の活用及び県のホームページ、県広報誌、新聞等での制度周知に努めます。
- ③ 貧困をはじめとする家庭環境の問題や生徒指導上の諸課題に対応するための専門スタッフ（スクールソーシャルワーカー等）については、全中学校区への配置に向けた支援の継続に努めます。
- ④ 全ての生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料が実質無償となる高等学校等就学支援金事業及び返還の必要がない高校生等奨学給付金事業を着実に実施するとともに、引き続き制度の周知徹底を行います。

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する

5 教育環境づくり

(6) 教員の指導力・学校の組織力の向上

《施策18》

総務企画課、教職員課、施設課、

高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、

体育スポーツ健康課

平成30年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 正規職員の割合が低い状況を改善し、優秀な教員を確保するため、採用試験の工夫改善を行うとともに、教員の適切な評価により、人材育成・能力開発や適材適所の人事配置を図ります。
- ◇ キャリアステージに応じた研修体系の見直しや校内研修・自主研修の推進、大学や教職大学院等と連携した研修等の充実を図ります。
- ◇ 校長のリーダーシップ等のマネジメント能力や教員としての使命感や社会性、専門的な知識・技能を高めるための研修の充実を図るとともに、メンタルヘルス対策など、教員に対するサポート体制の充実を図ります。また、児童生徒の個別の教育的ニーズに応じた指導や支援の徹底を図ります。
- ◇ 教員としての使命感や社会性、専門的知識・技能を高めるための研修の充実を図るとともに、メンタルヘルス対策など教員に対するサポート体制の充実を図ります。また、児童生徒の個別の教育的ニーズに応じた指導や支援の徹底を図ります。
- ◇ 校務分掌に関する業務やサービス管理上の事務の管理を標準化し、業務の効率化を図る校務支援システムの整備を進めます。
- ◇ 教職員が担うべき業務に専念できるよう、勤務時間管理の適正化や学校現場における業務改善、校務支援システムの導入などに取り組み、教職員の働き方改革を進めます。

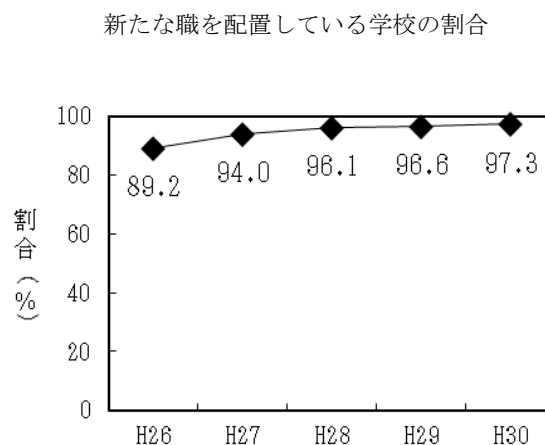
平成30年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
教員採用試験の改善・充実及び大学等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民間企業人等の多様な面接員による人物評価及び模擬授業等の実施 ○ 選考方法及び基準を要項に明記、問題及び解答例を公表、希望者に対し試験内容の得点及び評価を通知、各試験の主な評価の観点を公表 ○ 小学校教員の試験区分に新たに英語有資格者の試験区分を設定 ○ 県外での現職教員特別選考試験を関東地区に加えて、新たに関西地区でも実施 ○ 大学と連携した「ふくおか教員養成セミナー」の実施
教員の資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教員の経験年数や職務に応じた県立学校等基本研修を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 初任者研修（受講対象者 小学校594人、中学校244人、県立中学校4人、県立高等学校189人、県立特別支援学校80人、市（学校組合）17人） ・ 中堅教諭等資質向上研修 ・ 新任校（園）長、副校長・教頭及び新任主幹教諭・指導教諭対象の研修等 ○ 特定の教育課題に関する課題研修や、個々の専門性を高める専門研修を実施 ○ 県教育センターにおける講座を実施 ○ 各教育事務所における教員の指導力向上の研修を実施 ○ 「ふくおか教育論文」事業の実施 応募総数299人 → 優秀賞3人 優良賞8人 佳作賞17人 奨励賞17人

社会体験研修等の長期派遣研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国内外の教育機関や施設等に長期にわたって派遣される研修 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県教育センター 37人 ・ 県体育研究所・(公財)福岡県スポーツ振興センター 5人 ・ 福岡教育大学附属学校 20人 ・ 教職大学院 1年次7人、2年次8人 ・ 国立大学大学院 1年次2人、2年次0人 ・ 中央研修(中堅教員派遣研修24人、副校長・教頭研修8人、校長研修3人) ・ 長期社会体験等研修 8人 ・ 教職員派遣研修(商業教員)1人 ・ 大学院研修5人、(高校)
教員評価の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自己評価及び業績評価の実施 ○ 優秀教職員の表彰:33人(小学校11人、中学校11人、県立高等学校7人、県立特別支援学校2人、学校事務職員2人) ○ 教育マイスターの表彰:20人(小学校10人、中学校5人、県立高等学校4人、県立特別支援学校1人) ○ 指導が不適切な教員への指導改善研修の実施:1人(新規1人)
教職員のメンタルヘルス対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ ストレスマネジメント研修 管理職及び採用後10年を経過した中堅教員を対象に実施 (管理職研修参加者727人/737人 中堅教員研修参加者207人/217人) ○ メンタルヘルス相談事業 複数の相談窓口を設置 心療内科医、精神科医、臨床心理士、教職経験者が対応(相談件数858件)
教職員の働き方改革の推進 ＜重点事業10＞	<ul style="list-style-type: none"> ○ 様々な情報を教員間で共有する学校用グループウェア及び校外の関係者との情報共有を迅速かつ正確に行うメール連絡網を導入 ○ 教職員の超過勤務縮減に向け、「教職員の働き方改革取組指針」に基づき、学校閉庁日の設定や定時退校日の徹底などの取組を実施 ○ 勤務時間を客観的な方法で適正に把握するため全ての県立学校に、ICカードによる勤務時間管理システムを導入 ○ 教職員の負担を軽減するために、中・高等学校及び特別支援学校に部活動指導員を派遣 派遣数 市町村立学校23人、県立学校112人 ○ 共同学校事務室設置モデル事業を実施(6市町)

指 標

指 標	指 標 の 概 要	
新たな職の配置	副校長、主幹教諭及び指導教諭のいずれかを配置している小・中・高等・中等教育・特別支援学校の割合	
現状値	目標値	達成状況
97.3% (H30年度)	100% (H30年度)	○
指 標	指 標 の 概 要	
教職員の超過勤務の縮減	県立学校における教職員の超過勤務時間数縮減の割合(H30年度基準)	
現状値	目標値	達成状況
-	20% (R2年度)	-



成 果 教員の指導力・学校の組織力の向上のための取組を実施しました。

- ・ 教員採用試験については、人物評価の充実や試験の透明性を確保する取組、また受験者の身体障がい配慮した選考を行い、適切に実施することができました。
- ・ 教職経験や職務内容に応じた基本研修、今日的な教育課題に関する課題研修、専門研修、長期派遣研修、長期社会体験研修など、個々の教員のキャリアステージに応じた研修を実施しました。
- ・ 福岡県教職員育成指標に基づき教員の経験年数や職務に応じた県立学校等基本研修を策定しました。
- ・ 主幹教諭による管理職への積極的な提言や教職員への指示によって校務運営の活性化が図られ組織力が向上しました。
- ・ 指導教諭の適切かつ積極的な指導助言により、校内の授業改善の意識の高まりや若年教員の指導力などの向上が図られました。
- ・ ふくおか教員養成セミナーを実施し、大学生に「福岡県の魅力ある教育実践」にふれる機会を提供するとともに、大学等との連携を深めることができました。
- ・ 県内の学校や教職員の優れた教育活動に対し、その努力をたたえ、本県教育の更なる振興を図るため、福岡県公立学校優秀教職員表彰、福岡県公立学校教育マイスター表彰、ふくおか教育論文表彰及び福岡県公立学校優秀校表彰の4表彰の合同表彰式として「福岡県とびうめ教育表彰式」を行いました。
- ・ 各県立学校において、教職員の超過勤務縮減に向けた業務改善の取組が実施されました。
- ・ 校務に係る業務効率向上のため、保護者へのメールを用いた一斉連絡機能や教員向けの情報共有システムを導入しました。また、システムの活用について研修会等で周知しました。
- ・ 次年度以降に実施する教員研修について、教員のキャリアステージに応じた資質・能力を一層充実させる研修となるよう基本研修の内容を重点化し、新たな研修体系を策定しました。

課 題 教員の指導力・学校の組織力をより一層向上させるため、更なる取組の推進が必要です。

- ① 教員採用試験については、教員採用予定者数が増加する中で、志願者数を確保していく必要があります。
- ② 研修内容の重点化に伴い、自らのキャリアステージに応じて主体的な研修となる工夫が必要です。
- ③ 増加する若年教員に対する研修の質を維持するため、各学校の校内研修等による若年教員を育成する体制づくりが必要です。
- ④ 社会情勢の変化や教育課題の多様化に対応するため、長期派遣研修等の内容の見直しや、研修員の研修成果の還元を一層充実させる必要があります。
- ⑤ 教員評価の充実については、教員評価の実施によって、教員の資質能力の更なる向上のみではなく組織力の向上へつなげる必要があります。
- ⑥ 子供と向き合う時間の確保や教育の質の向上を図るため、教職員の長時間勤務を改善する必要があります。
- ⑦ 病気休職者に対する精神性疾患を理由とする休職者の割合は60%～70%で推移しています。
- ⑧ 校務支援システムの活用方法を教職員に定着させ、利用を促進する必要があります。

対 応 更なる研修の充実や学校における業務改善などの取組をより一層推進します。

- ① 教員採用試験における志願者数確保のために、大学への広報活動（訪問、説明会等）の工夫改善を図るとともに各種特例選考等の見直しを行います。
- ② 研修履歴の自己管理や研修後の振り返り等を通して、個々の教員が自らのキャリアアップのための自己研鑽の状況把握ができるようにするなど、教員の主体的な研修を推進します。
- ③ 各学校で効果的な OJT が実施できるようにするなど、若年教員育成のための校内研修を支援します。
- ④ 長期派遣研修等の派遣先の拡大や、各種研修会等において研修修了者の成果を普及する機会を設けます。
- ⑤ 教員評価制度の趣旨や目的について、一層の周知徹底を図り組織力の向上を目指します。
- ⑥ ICカードによる勤務時間管理システムで各学校の勤務状況を把握し、実情に応じた業務改善の諸施策を実行することによって、教職員の働き方改革の実現を目指します。
- ⑦ 相談体制の充実を図るほか、ストレスチェックについて、県立学校職員への複数回実施、未実施市町村に対する個別の働きかけを行うなど、効果的なメンタルヘルス対策に取り組みます。
- ⑧ 校務支援システムの利用を促進するため、管理職やネットワークを担当する教職員に対し活用方法について研修会を実施します。